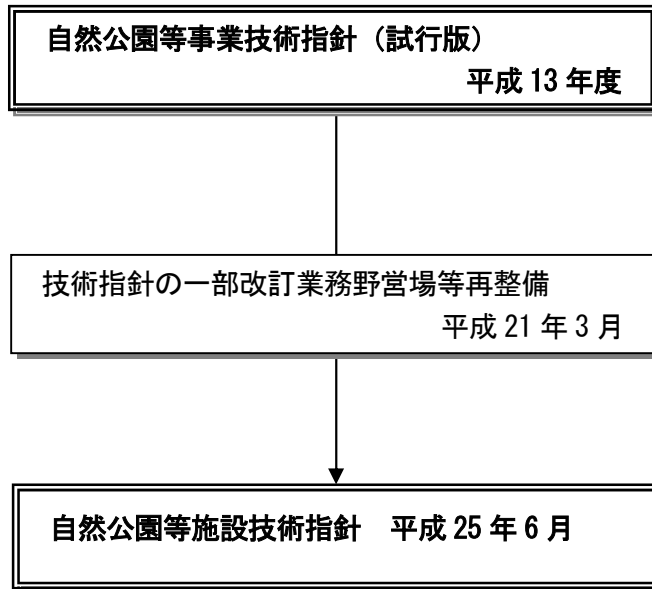


第3部 施設別技術指針

第3章 野営場



野営場に関する技術指針改訂の経緯

「自然公園等施設技術指針」第3部 施設別技術指針 第3章 野営場

目 次

第3章 野営場

I	野営場に関する基本方針と野営場タイプ	野営場 1
I-1	野営場の適用範囲	野営場 1
I-2	野営場に関する基本方針	野営場 1
I-3	野営場のタイプ	野営場 3
(i)	野営場のタイプ区分と選定の考え方	野営場 3
(ii)	宿泊施設部分の分類	野営場 8
II	野営場に関する技術指針	野営場 9
II-1	野営場の計画・設計に際しての基本的配慮事項	野営場 9
II-2	野営場の計画・設計の考え方	野営場 13
II-2-1	野営場のタイプと施設	野営場 13
(i)	野営場の主要な施設の種類	野営場 13
(ii)	野営場のタイプと施設の組み合わせ	野営場 14
II-2-2	野営場と主要施設の規模	野営場 18
(i)	野営場の所要面積	野営場 18
(ii)	主要施設の所要規模	野営場 20
II-2-3	ゾーンと施設の配置	野営場 21
(i)	ゾーンと施設配置の基本的考え方	野営場 21
(ii)	タイプN野営場及びI-A型野営場	野営場 23
(iii)	I-B型野営場及びII型野営場	野営場 23
II-3	野営場施設の設計の考え方	野営場 32
II-3-1	共通事項	野営場 32
II-3-2	宿泊施設	野営場 32
(i)	テントサイト一般	野営場 32
(ii)	フリーテントサイト	野営場 33
(iii)	固定テントサイト	野営場 33
(iv)	オートキャンプサイト	野営場 34
(v)	ケビンサイト	野営場 35
II-3-3	管理施設	野営場 36
(i)	管理棟	野営場 36
(ii)	給水施設	野営場 37
(iii)	電気施設	野営場 37
II-3-4	便益施設	野営場 38
(i)	炊事棟	野営場 38
(ii)	サニタリー施設	野営場 38
(iii)	セントラルロッジ	野営場 39
(iv)	ファイヤーサークル (コンセルリング)	野営場 39
(v)	ゴミ処理施設	野営場 40

Ⅱ－４	野営場施設の再整備配慮事項	野営場 4 0
Ⅱ－４－１	自然景観の保全再生	野営場 4 0
Ⅱ－４－２	ユニバーサルデザイン	野営場 4 1
	(i) 野営場におけるユニバーサルデザイン手法による整備の 基本的な考え方	野営場 4 1
	(ii) 野営場再整備におけるユニバーサルデザインの配慮事項	野営場 4 1
Ⅱ－４－３	生物多様性の保全	野営場 4 2
Ⅱ－４－４	自然エネルギーの利用	野営場 4 3
	(i) 自然エネルギーを利用した施設等	野営場 4 3
Ⅱ－４－５	管理運営	野営場 4 3
	(i) 再整備による維持管理の削減	野営場 4 3
	(ii) 安全管理・非常時管理の考えに基づく再整備	野営場 4 5
	(iii) その他、再整備における安全性や快適性等の向上に資する 配慮事項（野営場における樹木管理）	野営場 4 6
Ⅱ－５	野営場におけるユニバーサルデザインの配慮事項	野営場 4 7

第3章 野営場

I 野営場に関する基本方針と野営場タイプ

I-1 野営場の適用範囲

本指針は、自然公園等の野営場に適用する。ただし、地域の特性、その他の事情により適用し
がたい場合は、この指針によらないことができる。その場合においても本指針の趣旨を最大限尊
重する。

(解説)

本指針における自然公園等の野営場とは、自然公園等事業としての整備に係る自然公園内の野営場
であり、その定義は「国立公園の公園計画作成要領等」の全部改正について（平成15年5月28日環
自国発第030528006号）別表「自然公園法施行令第1条に掲げる施設の定義と計画上の留意事項」
で次のとおりとされている。

(定義) 公園利用者の野営の用に供される施設（テントサイト及びこれに併設される簡易な宿泊施
設等。）をいう。

(計画上の留意事項) 自然的条件からみて、管理施設及び便益施設（炊事場、野外炉、給水施設、
便所、ファイアーサークル等）を設置することができるものに限る。

また、「国立公園の公園事業の執行に係る付帯施設等の取扱いについて」（平成3年7月5日環自計
第128号、環自国第385号）に準じ、広場、園地、休憩所、案内所、野外の運動場（小規模なも
のに限る）、駐車場、公衆浴場、公衆便所及び野外劇場を付帯施設とすることができる。

I-2 野営場に関する基本方針

自然公園等の野営場は、利用者が日常生活をはなれた自然の中で安全、快適に、宿泊、食事、
休養、集い、遊び、運動、交流などを楽しみ体験することにより、自然とのふれあいや自然へ
の関心と理解を深めることができる場として整備する。

自然公園等の野営場は、良好な自然環境の中に設置されるものであることから、野営場を整備す
る地区の特性を十分把握して適切な野営形態を選択するとともに、その地区の自然環境と野営形態
に適合する諸施設を整備する。

特に、野営場は比較的広い面積を要する施設であり、面的な整備は現状を改変する度合いが大き
くなりやすいことから、自然環境への影響をできるだけ少なくするよう十分に配慮する。

(解説)

野営場は、一定の広がりをもった面的施設で、山岳、山地、山麓、高原、海岸、湖畔、森林、草原
等の自然の中でキャンプするための諸施設を総合的に整備するものである。

野営場を構成する施設は、宿泊施設（テント、ケビン）、管理施設、便益施設に大別され、管理棟、
炊事棟、便所、セントラルロッジ等の建築物や園路、駐車場、標識類、給排水施設等の構造物など、
その種類は多岐にわたる。野営場は、これらの諸施設が集合した複合体であり、一体として利用され
るものであるが、整備する地区の立地特性や自然の資質によって利用形態が異なり、また、野営場を
構成する施設の種類も異なってくる。

近年、キャンプ利用は、利用期間が通年化するなど活発化する一方、キャンプの利用形態も多様化
している。自然公園等の野営場は、このような利用状況の変化に対応しつつ、優れた自然環境の中で

のキャンプを機会に自然とのふれあいを体験し、自然への関心と理解を深めることができる絶好の場として整備することが求められる。

また、野営場は人間生活が行われる場でもあることから、野営場の整備・管理運営において環境への負荷をできる限り低減することとし、そのための措置を通じてキャンプが地球環境までも含む環境保全の普及啓発の機会ともなるよう留意する。

これらの観点から、野営場を整備する地区の特性を十分把握し、利用ニーズに対応した適切な野営形態を選択して、その地区の自然環境と選択した野営形態に適合する諸施設を整備する。

なお、野営場の利用者は、単独での利用、家族利用、グループ利用、団体利用など多様であることから、極力ユニバーサルデザインを取り入れ、全ての人たちが安全に気持ちよく利用できるよう配慮する。

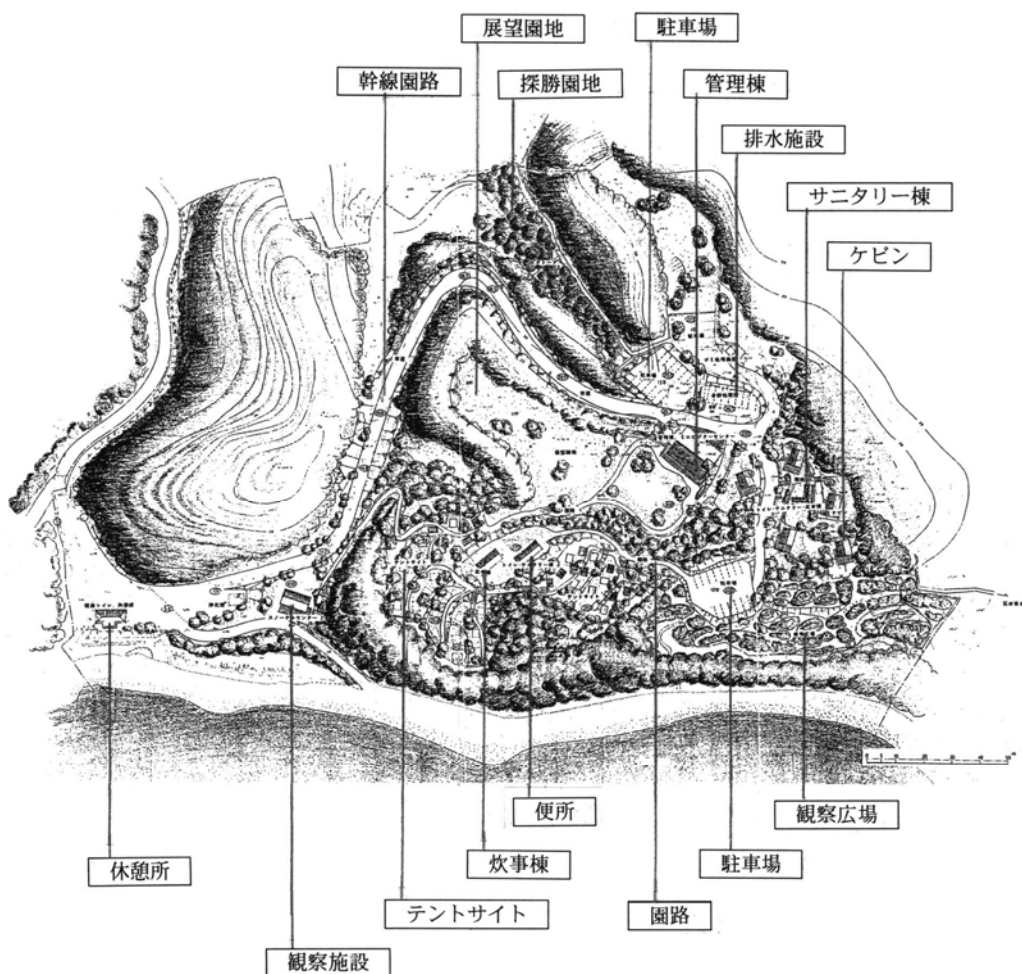


図 1 野営場を構成する施設のイメージ

I-3 野営場のタイプ

本指針では、自然公園等の野営場を立地環境の特性、利用形態、機能等の相違により、野営場を以下の3つのタイプに区分する。

- 1) N野営場（一般車両及び管理用車両ともに乗り入れできない野営場）
- 2) I型野営場（一般車両は乗り入れできない野営場）
- 3) II型野営場（一般車両が乗り入れできる野営場）

（解説）

（i）野営場のタイプ区分と選定の考え方

自然公園等の野営場は、良好な自然環境の中に設置されることから、立地する環境の自然的構成要素が良好な状態で維持され、周辺一帯を含めた生物の多様性の確保が図られるとともに、自然とのふれあいが保たれるよう配慮する。

野営場のタイプの選定に際しては、計画地の環境の自然性、脆弱性、復元力等の立地特性や自然の資質によって計画の自由度や制約条件が異なることに留意し、環境への負荷の大きい利用形態となりがちな車両利用への対応、特に、宿泊施設部分への車両乗り入れの扱いを中心として、“一般車両及び管理用車両がともに乗り入れできない野営場”“一般車両が乗り入れできないが管理用車両は乗り入れできる野営場”と“一般車両が乗り入れできる野営場”の3タイプに区分し、利用形態による環境への負荷の大きさに配慮するとともに、野営場の整備に伴う変更の度合いと自然とのふれあい活動の可能性を考慮して3タイプの中から計画対象地の野営場のタイプを選定する。

なお、この野営場のタイプ区分は、計画・設計上、概念的に区分するものであり、実際の野営場の管理運営や利用実態と必ずしも一致するものではなく、IとIIのタイプが複合的に計画される場合も考えられる。

野営場のタイプ区分の概念と基本的な考え方は、概ね次のとおりである。

（1）N型野営場（一般車両及び管理用車両ともに乗り入れできない野営場）

（概念）

①脆弱で復元力が極めて弱い自然環境で、その自然環境の良好な状態での維持、生物多様性の確保等のために、極めて配慮が必要な立地環境の野営場。

②専ら縦走登山等の山岳地域内の遠距離な歩道でアクセスされ、徒歩の利用による野営場。

（基本的な考え方）

①野営場の利用は徒歩のみによる。

②原生的な自然や優れた自然環境の中に立地する場合等で、縦走登山等の野営利用の目的のみに対応する野営場として整備するが、自然環境の保全、生物多様性の確保等への影響を最小限とする必要が高い野営場。

③基本的にフリーテントサイトゾーンのみで構成し、管理施設や便益施設も必要最小限にする。

(2) I型野営場（一般車両は乗り入れできない野営場）

（概念）

- ① 脆弱で復元力が弱い自然環境で、その自然環境の良好な状態での維持、生物多様性の確保等のために、特に配慮が必要な立地環境の野営場。
- ② 宿泊施設部分に一般車両を入れず、徒歩の利用による野営場。
- ③ 管理用車両が乗り入れできるか否かにより、さらにI-A型（専ら遠距離の歩道でアクセスされ、原則、管理車両も乗り入れできない（管理車両の利用頻度が少なく、特別限定された管理車両のみ可）野営場）とI-B型（比較的近距离の歩道でアクセスされ、管理用車両の乗り入れができる野営場）とに区分する。

（基本的な考え方）

1) I-A型野営場

- ① 駐車場や利用拠点等から遠距離な歩道等でアクセスされ、原則、野営場の利用は徒歩のみによる地区で、一般車両・管理用車両ともに乗り入れできない野営場。（ただし、管理車両の利用頻度が少なく、特別限定された最小限の管理車両のみの乗り入れは許容される。）
- ② 原始的な自然や優れた自然環境に近接、あるいはその中に立地する場合等で、その自然にふれあうための利用に対応する野営場を整備するが、自然環境の保全、生物多様性の確保等への影響を最小限とする十分な配慮を特に必要とする野営場。
- ③ 基本的にテントサイトゾーンのみで構成し、管理施設や便益施設も機能的に必要な範囲とする。

2) I-B型野営場

- ① 比較的近距离な歩道等でアクセスされ、車両が通行可能な道路がある地区で、日常の管理用車両以外の一般車両は宿泊施設部分に乗り入れできない野営場。駐車場を附帯あるいは近接する場合を含み、野営場の利用は、最寄りの駐車場以奥、徒歩による。
- ② 原始的な自然に近接する場合、優れた自然環境の中に立地する場合等で、自然環境の保全、生物多様性の確保等への影響に対する十分な配慮を必要とする野営場。
管理用車両が乗り入れるための道路の整備、管理等に際しても、同様の配慮が必要であり、自然環境の保全等に著しい影響を与えないこと。
二次的な自然や身近な自然においても、野生動植物の保護や良好な利用環境の確保が必要な場合を含む。
- ③ 野営場へのアクセスが車両による場合は、野営場に附帯あるいは近接する駐車場の整備及び駐車場までの到達道路の整備が、周辺の自然環境に著しい影響を与えないこと。
- ④ 宿泊施設部分は、基本的にテントサイトゾーンのみで構成し、ケビンを伴う場合がある。ケビンサイトを設ける場合は、管理用車両等により十分な管理運営が可能な場合であること。
- ⑤ 短期間の利用のほかにも数泊以上の宿泊利用があり、管理施設、便益施設を機能的に必要な範囲で備えるとともに、立地環境上特に支障がない場合は、十分な広がりやアメニティーの確保を図る。
- ⑥ 宿泊施設（テントサイト、ケビンサイト）、管理施設及び便益施設の個別あるいは複合ゾーン（野営ゾーン）のほか、野営場内での自然ふれあい体験や自然探勝、自然鑑賞等の利用のためのゾーン、あるいは周辺における利用の拠点として機能を備える。
- ⑦ 野営場での自然体験や野営場を拠点とする周辺一帯の自然探勝等の利用に際しての家族・グル

ープ・団体等の宿泊、長期間の滞在にも対応し、自然とのふれあいのみならず、環境保全の普及啓蒙、環境教育のための活動プログラムや情報等を提供する。

(3) II型野営場（一般車両が乗り入れできる野営場）

（概念）

- ①比較的広い面整備に際しても、自然環境の保全が図られるとともに、場内及び周辺の自然環境を活かした自然とのふれあい体験が推進できる野営場
- ②一般の車両が宿泊施設部分へ乗り入れできる野営場。
- ③宿泊施設部分が、フリーテントサイト、固定テントサイト、オートキャンプサイト及びケビンサイトの組み合わせで構成され、多様な利用者層による多様な利用形態に対応する管理施設、便益施設を備える。

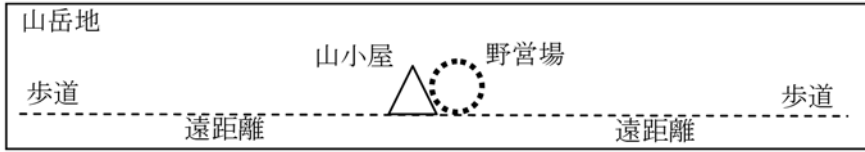
（基本的な考え方）

- ① 優れた自然や身近な自然に立地する場合で、オートキャンプサイトや一般車両が通行できる幹線道路等の整備に際しても、自然環境の保全と自然とのふれあい体験の推進に支障がないこと。
- ② 野営場へのアクセスとして、少なくとも普通自動車及安全に通行できる到達道路を備えているか、整備が周辺の自然環境の保全に支障がないこと。
- ③ 宿泊施設部分は、主にフリーテントサイト、固定テントサイト、オートキャンプサイトで構成し、ケビンサイトを伴う場合がある。
オートキャンプサイトを設置しない場合において、駐車場からテントサイトあるいはケビンサイトまでの一般車両の乗り入れができる場合を含む。
- ④ 短期間のほかにも数泊以上の宿泊利用があり、多様な利用者層による多様な利用形態に対応する管理施設、便益施設を備えるとともに、十分な広がりとおアメニティーの確保を図る。
- ⑤ 宿泊施設（テントサイト、オートキャンプサイト、ケビンサイト）、管理施設及び便益施設の個別あるいは複合ゾーン（野営ゾーン）のほか、野営場内での自然ふれあい体験や自然探勝、自然鑑賞等の利用のためのゾーン、あるいは周辺における利用の拠点として機能を備える。
- ⑥ 野営場での自然体験や野営場を拠点とする周辺一帯の自然探勝等の利用に際しての家族・グループ・団体等の宿泊、長期間の滞在にも対応し、自然とのふれあいのみならず、環境保全の普及啓蒙、環境教育のための活動プログラムや情報等を提供する。

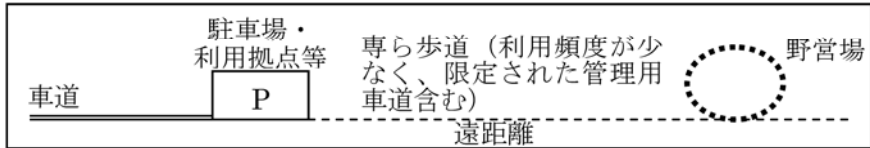
表 1 野営場タイプの区分

タイプ	車両の乗り入れ			考え方	利用形態	立地環境特性	宿泊施設部分
	駐車場等	一般車	管理用車				
N型	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・極めて配慮が必要な立地環境の野営場 ・徒歩のみによる利用 ・基本的にフリーテントサイトゾーンのみで構成 	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら縦走登山等の山岳地域内の拠点としての利用 	極めて復元力の弱い自然地域, 原生的自然	フリーテントサイト 【登山幕营地タイプ】
I型	I-A型	○	×	△ (特に限定車両のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・とくに配慮が必要な立地環境の野営場 ・徒歩による利用 ・基本的にテントサイトゾーンのみで構成 	復元力の弱い自然地域, 原生的自然	フリーテントサイト 固定テントサイト 【登山基地タイプ】
	I-B型	○	×	○			フリーテントサイト 固定テントサイト (ケビンサイト) 【登山・キャンプ混合タイプ】
II型	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的広い面的整備に際しても立地環境の保全と自然とのふれあい推進できる野営場・オートキャンプサイトとテントサイト, ケビンサイトの組合せ ・多様な利用者層の多様な利用形態に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・野営場での自然とのふれあいと周辺一帯の自然探勝等の利用 ・家族・グループ・団体等による長期滞在利用 	復元力の高い自然, 身近な自然	フリーテントサイト 固定テントサイト オートキャンプサイト (ケビンサイト) 【キャンプ目的タイプ】

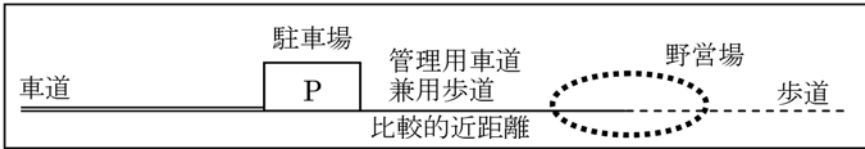
(N型)



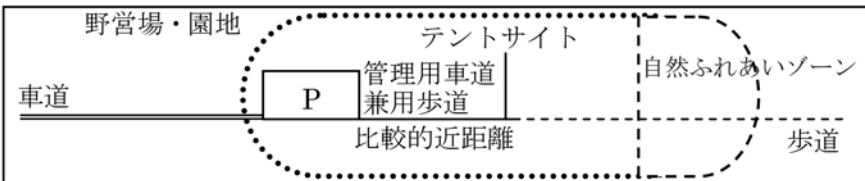
(I-A型)



(I-B型) ①



(I-B型) ②



(II型)

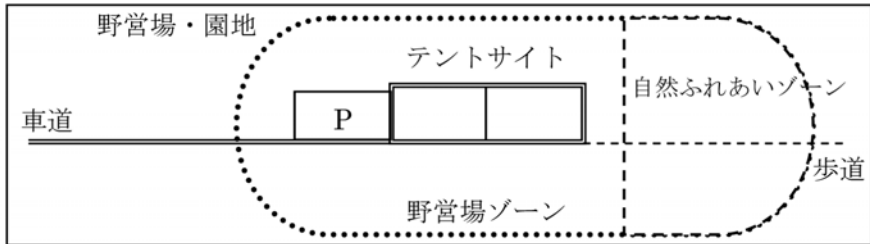


図 2 野営場のタイプ区分別模式図

(ii) 宿泊施設部分の分類

野営場における宿泊施設部分は、その形態により次の4種類に分類する。

① フリーテントサイト

- ・ テントを張る位置が固定されておらず、利用者が各自テントを持参して自由にキャンプを行う区画。

② 固定テントサイト

- ・ テントを張る位置が固定されているキャンプサイトの区画。プラットフォーム式のテントサイトを含む。

③ オートキャンプサイト

- ・ 利用者が直接テントサイトまで車を乗り入れて、キャンプができる構造のキャンプサイトの区画。
- ・ 一つのテントサイト（テントサイト・ユニット）は、通常、自動車の駐車スペース、テントを張るスペース、野外テーブルや椅子を広げて野外生活を楽しむスペースから構成される。野外卓・ベンチをあらかじめ配置しておく場合もある。
- ・ キャンピングカーに対応するキャンプサイト、テントサイト・ユニットを固定していないフリーオートキャンプサイトを含む。

④ ケビンサイト

- ・ 屋内で簡易宿泊のできる建築物（ケビン等）の区画。
- ・ 内部に炊事場や便所を備えたケビン、駐車スペースを附帯するケビンも含むが自然の中での生活を楽しみ体験するキャンプの目的に沿ったものであること。

II 野営場に関する技術指針

II-1 野営場の計画・設計に際しての基本的配慮事項

自然公園等の野営場は、「I-2 野営場に関する基本方針」に基づき計画目的に適合した位置、規模、構造及び形態とするとともに、諸施設が集合したものであるため、それぞれの施設ごとに構造物に関する一般的基準に基づくほか、機能的統一性と形態的統一性を保つよう配慮し、整備が自然環境を損なわないように生物多様性の確保と自然環境の保全に配慮した計画・設計とする。

また、安全性・快適性の確保並びに景観や多様な利用者に配慮したユニバーサルデザインの推進、自然エネルギーの利用など環境保全への寄与を考慮した計画・設計とする。さらにハードとソフトの補完、完成供用後の適切な維持管理により公園の質が高まり、その質を持続できる施設とする。

再整備に当たっては、自然公園ならではの野営場としての魅力の向上ならびに自然環境の保全、再生と自然とのふれあいの推進などを目的として、現況の利用状況（利用実績、利用者ニーズ等）、維持管理状況等を踏まえ適正な規模、施設、管理方法（ソフト）等の再検討を行う。

（解説）

野営場の計画・設計作業に当たっての基本的な配慮事項の要点としては、このような趣旨を踏まえ、次のような事項があげられる。

（1）良好な自然とのふれあい空間の確保と風景の提供を実現する

- ・対象となる野営場の自然的条件や利用ニーズ、利用状況等の特性に対応し、良好かつ快適に自然とふれあうことができる野営場を計画する。
- ・自然環境の中で長時間滞在する野営場の特徴を踏まえ、利用者のタイプや利用状況等を把握し、利用者の満足度をたかめることができるよう、魅力的な空間の整備と風景の提供に努める。
- ・深い自然とのふれあい利用の宿泊拠点としての野営場の役割にも留意し、利用者にどのような自然とのふれあい体験や自然学習の機会を提供するか、どこからどのような風景を提供するかを計画・設計の中で検討する。

（2）生物多様性の確保と自然環境の保全に配慮する

- ・自然環境に悪影響を及ぼすような改変は極力抑え、施設の配置による生息地の分断など生物多様性に悪影響が生じないような計画、設計とする。
- ・自然公園等の野営場は、身近な自然のみならず原生的な自然の中においても整備されることがあり、それぞれの状況に応じて地区の自然環境とともに周辺も含んだ一帯の自然環境の体系的な保全に配慮する。
- ・樹林地や草地における整備に当たっては、設計段階から、個々の樹木や草株の伐採、除去、損傷をできるだけ避けることとし、改変の必要がある場合は、移植、仮植、表土の保全活用等による復元を検討するとともに、群落としての保全が保たれるよう配慮する。
- ・生物多様性の確保の観点から、生態系レベル、種レベルでの多様性への影響の回避とあわせて、種内レベルでの影響にも配慮し、修景に用いる植物は、当該地域に生育している種類と同じものとするほか、地域や場所によっては遺伝子レベルでの交雑が起らないよう注意する。

- ・計画対象地の持つ自然環境の許容量と利用者数から導いた規模とのバランスがとれた適正な計画、設計とする。

(3) 景観及び施設の機能・形態の統一性に配慮する

- ・自然が主役であり、施設自体は脇役であることを十分認識し、施設の整備に当たっては、施設の位置・形状が景観に重大な影響を与えないよう十分配慮するとともに、主景観や通景線との関係に留意する。
- ・自然公園等の施設として、自然材料を基本とし、立地する環境と調和する意匠とする。特に、建築物は、木材の使用を原則とし、地域の特性に応じて地元産の石材を使用する等の検討を行う。
- ・野営場の施設は、周囲の風景・景観と調和した意匠とし、特に建築物の屋根の形式、勾配、壁面の色彩等について配慮する。

(4) 安全性、快適性の確保に配慮する

- ・野営場は、野外での夜間や長期間の滞在を伴う施設であることから、悪天候時の利用の安全性、特に土地の崩壊、地滑り、出水等の危険に対する安全性を確保する。
- ・野営場の利用には「遊ぶ」、「食べる」、「寝る」という基本的な人間の生活行動が含まれており、そこで生活が営まれている以上、安全で快適な利用が行えるだけの生活環境としての好適な条件を揃える。
- ・計画対象地のハザードとなる要因を排除しリスクを適切に管理する。
- ・利用者に計画対象地の自然環境の重要性や魅力、危険箇所等を知らせることが、自然保護、利用促進、安全性、快適性の確保やリスクの適切な管理につながることから、さまざまな情報提供施設の整備を行う。

(5) 多様な利用者に配慮したユニバーサルデザインを推進する

- ・自然の中での宿泊・生活と自然とのふれあいの両面において支障のないよう、各施設や各施設間のあり方などを検討し、多様な利用者に配慮したユニバーサルデザインによる設計を行う。

(6) 環境保全への寄与を考慮する

- ・自然エネルギーの活用に適している場合、あるいは環境保全上特に慎重な配慮が必要な場合など、それぞれの立地条件や地域特性を踏まえて、太陽光・風力・水力等の自然エネルギーの活用、汚排水の高度処理、排出物・廃棄物のリサイクル化等、省エネルギーや環境負荷低減化など地球環境保全も視野に入れた環境にやさしい施設やシステムの導入を図り、その仕組みや環境保全上の効用を積極的に紹介、解説することにより環境保全の普及啓発、環境教育に活用する。
- ・太陽光や風力等の自然エネルギーを利用した施設・設備としては、野営場内の照明や小規模な電源、サンタリー施設などがある。自然公園等の野営場は、自然エネルギーの利用に適した立地条件が比較的得られやすいと考えられることから、ランニングコスト等も踏まえて検討したうえ、省資源、省エネルギーなど環境保全の普及啓発の観点からも、自然エネルギーの積極的な活用を図る必要がある。
- ・水循環、物質循環の観点から、雨水は土壌に浸透させ積極的な還元を図るほか、施設の長寿命化を図り、長期的なライフサイクルコストにも留意した計画・設計を検討する。

(7) ハードとソフトの相互補完による計画対象地の質を高める

- ・自然公園等の野営場は、利用者が日常生活を離れた自然の中でのさまざまな活動を楽しむことを目的としてくる場でもあることから、地区の特性に応じた自然とのふれあいを促進するため、施設の種類、配置等の検討は、活動プログラムや管理運営体制の検討とあわせて行う。

- ・利用のための施設（ハード）は、ソフト（管理運営や情報提供）と一体となることでより効果を発揮することから、ハードの整備に当たっては、計画段階からソフトと関連付ける。

（８）完成供用後の維持管理を考慮する

- ・維持管理負担を軽減させるため、シンプルで無駄のない管理動線や施設の集約など、施設の規模や配置を工夫する
- ・整備に際して経済的で耐久性が高い施設となるよう検討するとともに、整備後の、更新を含むメンテナンスと維持管理のしやすさに配慮する
- ・野営場の場合、季節的な利用集中、あるいはオフシーズンにおける閉鎖等供用期間の限定を行う場合があることから、これらの利用状況に応じた適切な設計と管理運営方法を検討する。

<再整備時の配慮事項>

（１）再整備における基本方針

再整備を実施する事由は各野営場個々にあるが、再整備においては、各野営場が有する課題を解消し、特長を伸ばすよう実施することが求められる。

実施に当たっての観点は、野営場の整備の基本方針「利用者が日常生活をはなれた自然の中で安全、快適に、宿泊、食事、休養、集い、遊び、運動、交流などを楽しみ体験することにより、自然とのふれあいや自然への関心と理解を深めることができる場として整備する」に沿って現況をより向上させることにあることから、再整備における基本方針を下記のように定める。

方針１ 良好な自然環境の中で豊かな時間を過ごせるよう、自然公園ならではの野営場としての魅力を向上させる。

- ・再整備に当たっては、自然公園に相応しい雰囲気づくり（景観保全、管理、再生）と生活環境としての質を向上させる。
- ・多くの利用者が自然とのふれあいを求めて利用されているため、森林、高原、湖畔、海岸などの各野営場の立地を踏まえ、その良好な自然環境の中で過ごせたと利用者の心に残るような自然とのふれあいの場の整備を行う。
- ・ユニバーサルデザインの検討、サイト規格の見直し、設備の付加及びプログラムや情報提供等、利用の質の向上を検討する。ただし、当該野営場の特性によっては、野営の原点となる必要最低限の整備にとどめる。

方針２ 自然環境の保全、再生と自然とのふれあいの推進を図る。

- ・生物多様性の観点から二次林も適切に評価した上で野営場内外の自然環境の保全と再生を図る。また、地球環境保全の観点から自然エネルギーの利用など施設の改善を行う
- ・現況の自然とのふれあい活動を、地域との連携や情報発信を行う等により、更なる推進を図る。

方針３ 安定した運営が行えるよう維持管理の容易さや維持管理労力の軽減等に資する整備を図る。

- ・利用者へ安全・安心な利用環境の提供とともに、安定した運営が行えるよう、再整備においては、管理しやすい施設配置、利用人数の増減に対応できる柔軟な設備システムなど維持管理の面から十分に検討を行う。
- ・施設の再整備、改修においては、ライフサイクルコストや長寿命化、補修の容易さ、汎用性等を勘案し検討を行う。

(2) 再整備計画策定における留意事項

野営場の利用は、利用者数の減少の他、高齢化、小グループ化、熟練者の増加などの利用者層の変化、利用者ニーズの多様化といった変化が現れている。ここでは、基本方針を踏まえ、これらの利用状況の変化を踏まえた再整備計画策定時の留意事項を以下に挙げる。

① 現況把握による課題の明確化、利用者ニーズの的確な把握

- ・再整備の大きな利点は、供用されている現野営場から有益な情報が得られることにある。従って、管理運営者へのヒアリングや現況把握により当該野営場の課題について明確にする。
- ・特に利用者ニーズの把握は重要であり、管理運営者のヒアリングやアンケートの実施などにより、利用者層、利用状況、施設要望、運営に関する要望、自然とのふれあい活動への要望、当該野営場の魅力や課題等、再整備に係わる事項について把握を行う。
- ・また、近隣に野営場等が整備されている場合は、その内容や利用状況を把握し、連携や役割分担についても検討を行う。

② 利用人数（実績）から適正規模を検討し、利用環境の向上、自然環境の再生を図る。

- ・利用者数が減少している野営場については、現況のサイト数を適正規模に見直し、サイトの減少で発生する余剰空間を活用し、場内の景観向上や自然体験フィールドの整備、各サイトの拡充など、野営場全体のバランスを踏まえ、利用環境の向上や自然環境の再生を図る。

③ 利用促進や自然公園における適正な利用に向けた情報提供を行う。

- ・利用者の情報入手手段では、利用が増加しているインターネットや従来のパンフレット、ガイドブックなどがある。これらのツールを活用し、野営場の利用促進や適正な利用に向けた情報提供について検討を行う。

(3) 利用実態を踏まえた機能の見直し

ここでは、再整備における空間整備、施設計画に関する事項の内、利用実態を踏まえた機能の見直しに着目し以下に述べる。

①利用者数を踏まえた適正規模への見直し

- ・利用者数の動向により、施設の規模（サイト数、便益施設等）について対象人員を見直し、適正な規模への縮小を検討する。
- ・利用者数の動向とあわせ、近隣における野営場の分布状況・施設内容や当該野営場施設の老朽化の状況も踏まえ費用対効果を検討し、役割分担や廃止も含め施設規模の見直しを行う。

②利用者のニーズに応じた施設内容の見直し

- ・利用形態（利用者の単位、年齢層や性別、利用者の熟練度）の動向をアンケート調査等も含め十分に分析・把握し、主となる利用者層と利用者ニーズの把握を行う。
- ・利用者ニーズに加え、野営場の特性や設置主旨も踏まえた自然公園にふさわしいサービス水準（電気、水道設備、キャンピングカーへの対応等）の見直しを行う。
- ・テントサイズやテントタイプの変化など利用形態の変化に対応したサイト規格の見直しを行う。

③維持管理に関する見直し

- ・利用状況に応じた開設時期及び利用可能施設の見直しを行う。
- ・シンプルで無駄のない管理動線や施設の集約等、管理労力削減を目指した施設配置の見直しを行う。
- ・イニシャルコストとランニングコストを合わせたライフサイクルコストの削減をめざし、耐久性・更新性にも配慮した施設単体における構造・仕様の見直しを行う。
- ・風力・太陽光等の自然エネルギーの活用や新技術の導入等、光熱費削減に寄与する設備システ

ム導入を検討する。

- ・開設時期の異なる区域を設定する場合は、区域ごとに柔軟に運用可能な設備システムの検討を行う。

④自然公園の魅力をもっと向上させる見直し

- ・周辺の自然環境を活かし、雄大な眺望景観の提供や周辺を自然体験フィールドとして捉えた見直しを行う。
- ・豊かな自然に囲まれ、自然を五感で感じることで自然体験フィールドの創造をめざし、造成など自然改変の抑制や工作物等の違和感のない色彩・素材感に配慮した見直しを行う。

⑤生物多様性に配慮した見直し

- ・施設規模の縮小による残地を活用し、自然環境の復元や里山の整備など動植物の生息空間の創出もめざした見直しを行う。
- ・動植物の保護や外来種対策を行い、生態系の保全にも配慮し見直しを行う。

⑥ユニバーサルデザインに配慮した見直し

- ・高齢者、障害者等の利用に配慮し、引き続きユニバーサルデザインを推進するとともに、ユニバーサルデザインの観点による利用施設及び動線（園路）の見直しを行う。
- ・外国人や障害者等の利用に対し必要な情報を円滑に伝えるため、案内標識等の配置・内容・表現方法の見直しを行う。

II-2 野営場の計画・設計の考え方

II-2-1 野営場のタイプと施設

(i) 野営場の主要な施設の種類

自然公園等の野営場は、利用者の野営の用に供される施設（テントサイト及びこれに併設される簡易な宿泊施設等）をいう。これは主として宿泊施設、管理施設及び便益施設（炊事場、野外炉、給水施設、便所、ファイアーサークル等）から構成される。

また、「国立公園の公園事業の執行に係る付帯施設等の取扱いについて」（平成3年7月5日環自計第128号、環自国第385号）に準じ、広場、園地、休憩所、案内所、野外の運動場（小規模なものに限る）、舟遊場（小規模なものに限る）、駐車場、公衆便所及び野外劇場を含めることができる。

野営場を構成する宿泊施設、管理施設及び便益施設に含まれる主要な施設は次のとおりである。

① 宿泊施設

- ・宿泊施設は、テントサイト（フリーテントサイト及び固定テントサイト）、オートキャンプサイト、ケビンに分類され、その内容については、「I-3 (ii) 宿泊施設部分の分類」のとおりである。
- ・テントについては、利用者が携帯してくるものと野営場を管理運営する側が場所を決めて張っておく固定したもの、あるいは貸出用のものがある。
- ・最近では、さまざまなタイプ、大きさ、素材、色彩のテントが普及し、ターフやテントと組み合わせて使用するフライシート等も多様である。
- ・オートキャンプサイトは、自走式のキャンピングカーやキャンピング・トレーラー、キャラバンカーの利用を伴う場合がある。
- ・ケビンには、一戸建てのケビン、複数戸を続けて1棟にした連棟式のケビンがある。

② 管理施設

- ・管理棟、倉庫、従業員宿舎のほか、基盤施設としての給水施設（上水道）、排水施設（下水道）、電気・電話設備、汚物処理施設（ゴミ処理施設）、放送連絡施設、各種標識、取付車道等が含まれる。

オートキャンプサイトには、一般的に入口ゲート、受付施設等を伴う。

③ 便益施設

- ・「自然公園法施行令第1条に掲げる施設の定義と計画上の留意事項」による便益施設としての炊事場、野外炉、便所、ファイヤーサークル等、及び「国立公園の公園事業の執行に係る付帯施設等の取扱いについて」による付帯施設としての広場、園地、休憩所、案内所、野外の運動施設（小規模なものに限る）、舟遊場（小規模なものに限る）、駐車場、公衆便所及び野外劇場が含まれる。

- ・野営場のタイプ、規模、立地条件等によってセントラルロッジ、サンタリーハウス（シャワー、トイレ、ランドリースペースを有する休憩舎）等を伴う場合があり、売店も含まれる。

また、自然とのふれあい体験推進のため一体的に整備される観察施設としてミニ・ビジターセンター（展示・案内機能を備えた休憩舎等）、歩道（自然観察路）、野鳥観察舎、多目的広場（星空観察広場等）、スノーケルセンター（海の利用のための休憩舎）等がある。

野営場を構成する主要施設の機能図を、図4に示す。

（ii）野営場のタイプと施設の組み合わせ

野営場のタイプと施設の組み合わせは、野営場ごとに検討されるべきものであるが、組み合わせの目安は図3に示される。

野営場のタイプ区分の利用形態、立地環境特性等から考えられる施設との組み合わせの概念は、次のとおりである。

- ① N型野営場（一般車両及び管理用車両ともに乗り入れできない野営場）は、専ら縦走登山のための山岳地内の野営場であり、山小屋等に近接して配置され、非常に脆弱で復元力が弱い自然環境で、特に配慮が必要な環境に立地する野営場である。野営場施設の整備は、主に自然環境保全の視点にたつて最小限とし、基本的にフリーテントサイトゾーンのみでの整備とする。管理施設や便所および炊事場の便益施設も機能的に最小限の範囲とする。

- ② I型野営場（一般車両は乗り入れできない野営場）は、脆弱で復元力が弱い自然環境で、特に配慮が必要な環境に立地する野営場である。

このうちI-A型野営場（管理用車両も乗り入れできない野営場）は、山岳地等で登山や自然探勝などの拠点として利用されるタイプで、車両の通行可能な道路もその立地特性から設置されていないことにかんがみ、施設も機能的に必要な範囲とする。

このため、基本的にテントサイトゾーンと、給水施設（水場）、便所、標識類等の施設を中心として、管理運営体制とあわせての施設の種類・規模を検討する。

- ③ I-B型野営場（管理用車両は乗り入れできる野営場）は、さまざまな自然とのふれあい活動のため一般のキャンパーやグループにも利用されるタイプであるが、I-A型野営場と同様に立地環境に特に配慮が必要な野営場、もしくは自然とのふれあいを重視し一般車両の乗り入れを認めていない野営場であることにかんがみ、自然環境の保全、生物多様性の確保等に十分配慮された範囲内での施設とする。

このため、宿泊部分は、I-A型同様、基本的にテントサイトゾーンとし、管理棟、炊事棟、便所、給排水施設、標識類等の基幹施設のほか、立地特性にあわせて園地、広場、園路等自然とのふれあい体験推進のための施設を整備する。

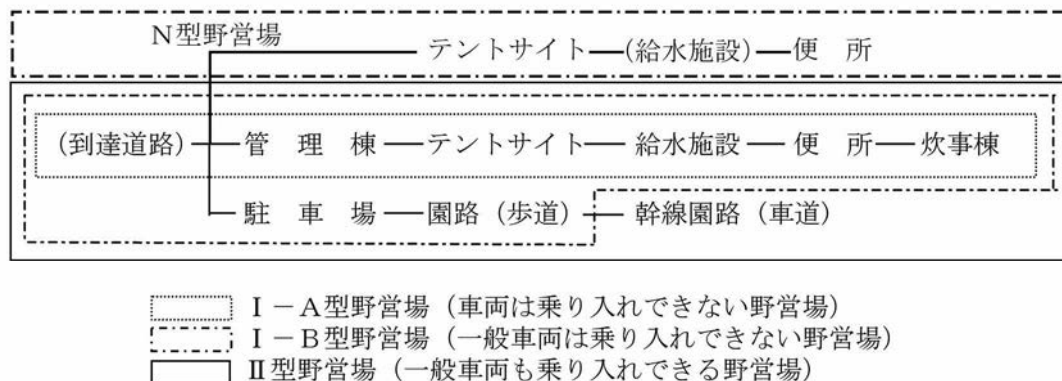
I-B型野営場においては、管理棟の配置を原則とし、野営場の収容力が少ない場合等においては、セントラルロッジとの一体的整備を検討する。

駐車場は、取付道路を含め、その位置や規模が周辺の自然環境へ与える影響の程度によって設置が検討されるものであり、二次的な自然や身近な自然においても、野生動植物や良好な利用環境に著しい影響が予測される場合は、付帯あるいは近接しての整備は避ける必要がある。

- ④ II型野営場（一般車両が乗り入れできる野営場）は、比較的広い面的整備に際しても、自然環境の保全とともに、場内及び周辺の自然環境を活用した自然とのふれあい体験が推進できる野営場であり、一般のキャンパーから家族や団体にも利用されるタイプである。

一般車両による到達、乗り入れのための道路整備に際しても、周辺の自然環境の保全に支障がない立地条件であることから、オートキャンプサイトの有無にかかわらずテントサイトあるいはケビンサイトまでの一般車両の乗り入れができるタイプであり、多様な利用者層による多様な利用形態に対応する各種の管理施設、便益施設を整備する。

特に、立地特性にあわせて、園地、広場、園路、観察施設等、夜間の利用を含め、自然とのふれあい体験推進のための施設と運営体制を基本的に伴うものとする。



- * 山岳地等におけるI-A型の場合、管理棟が山小屋と併設等により省略されることがある。
- * I-B型においては、駐車場が野営場と分離された位置に設置される場合があり、また、管理用の幹線園路（車道）が設置される場合がある。

図 3 野営場のタイプによる基本施設の考え方

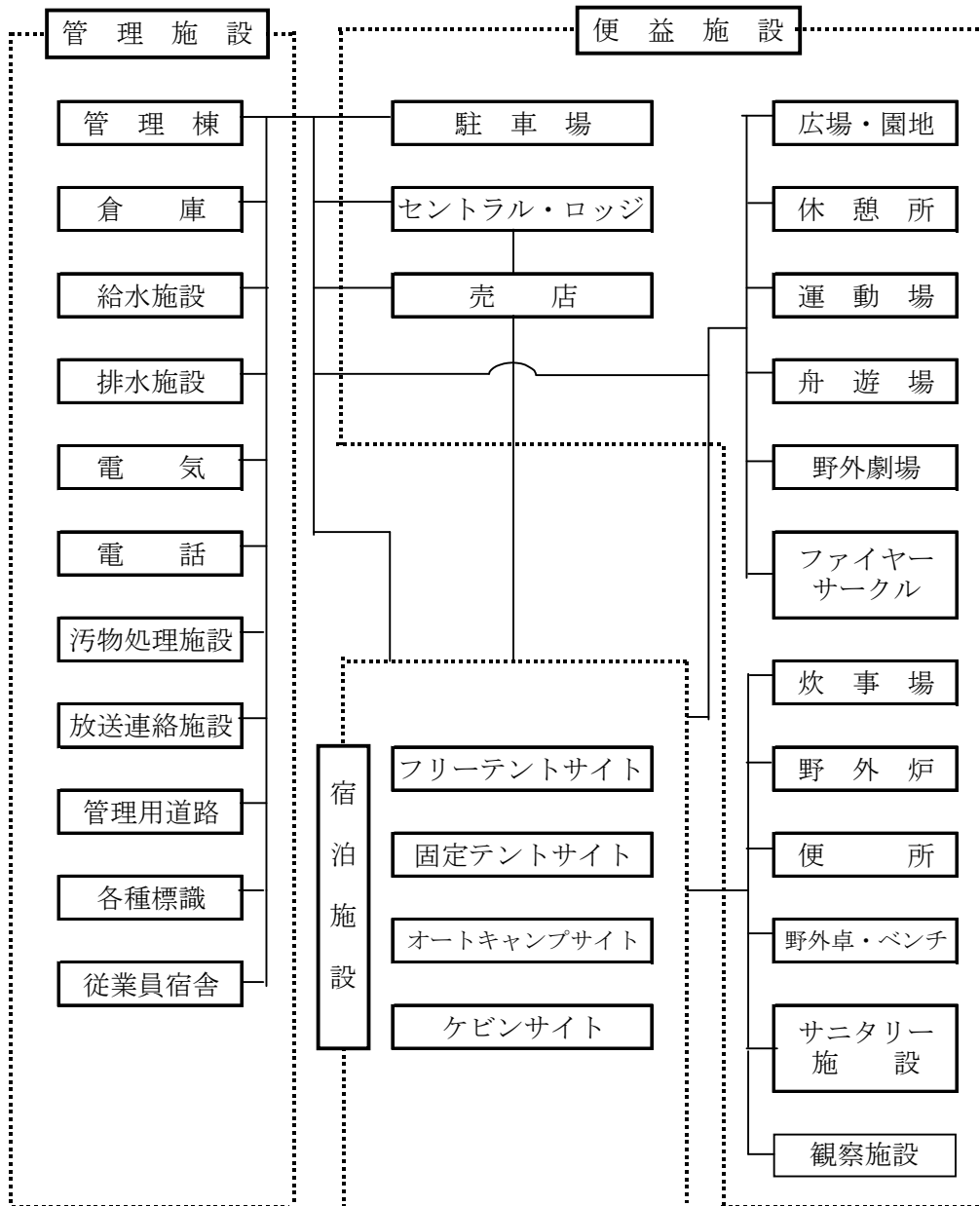


図 4 野営場の主要施設の種類

表 2 野営場タイプと主要施設

(◎、○、△印は、必要度の目安)

		N型野営場	I型野営場		II型野営場
			I-A型	I-B型	
宿泊施設	フリーテントサイト	◎	◎	◎	◎
	固定テントサイト		○	◎	◎
	オートキャンプサイト				◎
	ケビンサイト			△	△
管理施設	管理棟	△	○	◎	◎
	給水施設（上水道）	△	◎	◎	◎
	排水施設（下水道）	△	○	◎	◎
	電気設備		△	◎	◎
	電話設備			○	◎
	汚物処理施設	△	△	◎	◎
	各種標識	○	◎	◎	◎
	管理用道路			◎	◎
	放送連絡施設			△	○
	従業員宿舎			△	△
	倉庫			△	○
便益施設	炊事場	△	○	◎	◎
	野外炉		△	○	○
	便所	○	◎	◎	◎
	野外卓・ベンチ		△	◎	◎
	広場・園地			◎	◎
	園路		△	◎	◎
	休憩所			○	◎
	運動場			△	△
	舟遊場			△	△
	野外劇場			△	△
	ファイヤーサークル			△	△
	駐車場			◎	◎
	セントラルロッジ			◎	◎
	売店			△	○
	サニタリー施設			△	○
観察施設		△	○	◎	

II-2-2 野営場と主要施設の規模

野営場と主要施設の規模は、主に計量計画に基づいて算定するが、野営場の場合、閉鎖期間があることが多く、最大値を用いると施設が過大となりやすく、それだけ自然環境への影響が大きくなりやすい傾向があるので注意する。

利用のピークが短期間である野営場等にあつては、便所等は利用ピーク時に仮設で対応するなど、環境保全への配慮と施設の遊休化防止をあわせての検討を行う。

(i) 野営場の所要面積

(1) テントサイト野営場

基本的にフリーテントサイト、固定テントサイトで構成される野営場（I-A型野営場及びI-B型・II型野営場の一部）は、原則的には利用者が最も多い最大日を対象に規模を決定する。したがって、所要面積は最大日野営場利用者数を基礎にして、次の式により算定する。

テントサイト野営場所要面積＝テントサイト収容力×1人当たり所要面積（単位規模）

テントサイト収容力＝地区年間宿泊者数×野営比×野営場最大日率

上記の式の中で、「地区年間宿泊者数×野営比」は年間野営場利用者数を求めており、この年間野営場利用者数に最大日率を乗じた値は「最大日野営場利用者数」である。

したがって、「最大日野営場利用者数」が、利用状況調査などを通じて分かる場合には、直接次の式を利用して、野営場の所要面積を算定する。

野営場所要面積＝最大日野営場利用者数（収容力）×1人当たり所要面積（単位規模）

算定に当たり野営比、野営場最大日率、単位規模には、それぞれ次の値を用いる。

A 野営比

利 用 の 状 況		算定に用いる 数値
野営場が主たる宿泊施設である地区	地区の宿泊者の75%以上が野営場を利用する場合	0.8
他の宿泊施設が主となっている地区	地区の宿泊者の25～75%が野営場を利用する場合	0.5
	地区の宿泊者の10～25%が野営場を利用する場合	0.2
	地区の宿泊者の10%以下が野営場を利用する場合	0.05

B 野営場最大日率

供 用 期 間	算定に用いる数値
野営場の供用期間が年1ヶ月未満	1 / 10
野営場の供用期間が年1～2ヶ月	1 / 15
野営場の供用期間が年2ヶ月以上	1 / 30

C 単位規模

単位規模は30～50㎡/人とする。

（「国立公園事業の決定等の取扱い細目」では、30㎡/人が目安）

(2) ケビン・テント野営場

ケビンとテントとの両者の利用を計画する野営場（Ⅰ－B型・Ⅱ型野営場の一部）では、所要面積の算定はケビンとテントサイトとに分けてそれぞれ算出し、その合計面積で決定する。

そのために、算定に先立ち利用状況調査などから得た知見を基に、ケビン利用とテント利用との関係は次のとおりとする。

$$\text{ケビンサイト利用率 (\%)} + \text{テントサイト利用率 (\%)} = 100\%$$

ケビンは、適切な経営管理が維持できる収容力と規模を算定しないと、施設の遊休化による経営困難が生じるので、算定は次の式を用いる。

$$\text{ケビン収容力} = \frac{\text{地区年間宿泊者数} \times \text{野営比} \times \text{ケビン利用率}}{365 \times \text{経済的利用率}}$$

$$\text{ケビン規模} = \text{ケビン収容力} \times 1 \text{人あたり建築規模}$$

$$\text{ケビンサイト面積} = \text{ケビン収容力} \times 1 \text{人あたり所要面積 (単位規模)}$$

算定に当たり野営比は前掲の値とし、経済的利用率、1人あたり建築面積、1人あたり所要面積には、それぞれ次の値を用いる。

$$\text{A 経済的利用率} \quad 10.5\% \sim 13.5\%$$

$$\text{B 1人あたり建築面積} \quad 3.3 \text{ m}^2$$

$$\text{C 1人あたり所要面積} \quad 5.0 \text{ m}^2$$

なお、この算定による規模は宿泊（寝室）部分に当たり、居間部分、便益部分（トイレ、炊事場部分）は含まない。また、身障者対応等特別の機能を付加する場合は、そのための面積を追加する。

テントサイト所要面積の算定は、次式による。算定には、(1) テントサイト野営場で述べた値を用いる。

$$\text{テントサイト収容力} = \text{地区年間宿泊者数} \times \text{野営比} \times \text{テントサイト利用率} \times \text{夜営場最大日率}$$

$$\text{テントサイト面積} = \text{収容力} \times 1 \text{人あたり所要面積 (単位規模)}$$

(3) オートキャンプ場

オートキャンプ場は、テントサイトまで自動車が乗り入れるタイプのオートキャンプサイトをもつ野営場（Ⅱ型野営場）であり、オートキャンプサイトと別にテントサイト、ケビンサイトを計画する野営場では、所要面積の算定は、ケビン・テント野営場と同様に、それぞれのサイトとに分けて算出し、その合計面積で決定する。

オートキャンプサイトでは、テントサイトと車道が接するように配慮することが必要なので、地況的には平坦か緩傾斜が望ましく、テントサイトの配置も車道の整備も平坦地が最も容易なのは当然といえ、傾斜地では道路の構造に工夫を要することになり、その影響でテントサイトの配置に制約が生じることとなる。

オートキャンプサイトの所要面積は、

- ・ 500人収容規模の場合、2.5～4haが必要（テントサイトのほかに駐車場、広場等の付帯施設及び環境保全のための緩衝地帯を含める）。
- ・ キャンプサイトの合計面積は、全体の50%以下とする。宿泊部分が50%以上を占めると快適性を損う。

等の条件が示され、日本オート・キャンプ協会制定の「オートキャンプ場の施設基準（標準単位基準）」では、次のとおりとされている。

$$\text{① 全体スペース} \quad \text{収容台数} \times (80 \sim 120 \text{ m}^2) \times 2 \times 2$$

1台当たりのサイト面積

自然環境維持の係数

関連付帯施設の係数

- (注) 1) 収容台数は最低30台
 2) 傾斜地はさらに広い面積が必要
 3) レクリエーション施設は含まない

② 区画されたピッチの広さ

テント	80～100㎡/台、駐車スペース30㎡
キャンピングカー	100～120㎡/台、駐車スペース40㎡

この数式から算定される収容規模当たりの所要面積の例は、次のとおりとなる。

30台	—	1.0	～	1.4 ha
50台	—	1.6	～	2.4 ha
100台	—	3.2	～	4.8 ha
120台	—	3.8	～	5.7 ha

(ii) 主要施設の所要規模

これまでの環境庁自然公園施設整備資料から、野営場の主要施設のおおむねの所要規模例は次のとおり。

表3 野営場施設の所要規模の例

	100人用	150人用	200人用
テントサイト	3,000㎡	4,500㎡	6,000㎡
便所	33㎡	33㎡	66㎡
炊事棟	36㎡	36㎡	72㎡
給水施設	15 t	22 t	30 t
駐車場	300㎡	300㎡	600㎡
管理棟	50㎡	50㎡	75㎡

その他の施設あるいは関連設備等については、次のとおり。

(1) 炊事施設

① 野外炉

- ・ 野営場収容力の1/8、またはキャンプサイト数の1/2程度とする。

- ・ オートキャンプサイトの場合は、1サイトに1基が望ましいが、最近では携帯用ガス器具の普及が著しく、サイトでは省略する場合やファイヤーピット（火焚き場）とすることがある。

② 水栓・蛇口の数

- ・ 収容力の1/10程度
- ・ オートキャンプサイトの場合は、洗場蛇口が1個/20人、または1サイト当たり1個とする。

③ 給水計画

- ・ 1人当たりの使用量を75～150ℓ/人/日として、野営場収容力、将来利用、スノーケル利用等による санитарリー施設の有無を勘案して算出する。

（参考）『オートキャンプ場の施設基準（標準単位基準）』による給水量：50ℓ/人/日

なお、再整備の場合、規模算定については利用状況を踏まえ、条件等が変われば再検討を行う。

II-2-3 ゾーンと施設の配置

(i) ゾーンと施設配置の基本的考え方

- ① N型及びI型、II型の野営場のタイプ区分は、計画地の環境の自然性、脆弱性、復元力等の立地特性や自然の質によって計画の自由度や制約条件が異なることに留意して行われていることから、タイプ区分選定の考え方にに基づき適切なゾーンと施設の配置の検討を行う。それぞれの野営場のタイプにおけるゾーンと施設の配置は、以下によるものとするが、I型及びII型のタイプの複合的な組み合わせの場合においても、同様の留意により検討を行う。
- ② N型タイプの野営場は、原生的な自然や優れた自然環境の中に立地する場合等で、縦走登山等の野営利用の目的のみに対応する野営場として整備することから、自然環境の保全、生物多様性の確保等への影響を最小限とする必要が高い野営場である。従って基本的にフリーテントサイトゾーンのみで構成し、管理施設や便益施設も必要最小限とする。
- ③ ゾーニングに当たっては、計画された機能が十分発揮されるよう、必要とする規模、機能の組み合わせなどについて検討するものであるが、整備すべきゾーンとともに保全すべきゾーンの設定についても検討し、周辺と一体的な自然とのふれあいや自然観察のためのゾーン、あるいは野生動植物保護のためのゾーンなど、地区の特性を生かした環境保全とその普及啓発のための機能をもつ野営場とする。
- ④ ゾーンの種類には、特に定められたものはなく、保全方針に基づき保全されるゾーンや宿泊施設（テントサイト、オートキャンプサイト、ケビンサイト）、管理施設及び便益施設の個別あるいは複合ゾーン（野営ゾーン）のほか、園地ゾーン、自然ふれあいゾーン、自然体験ゾーン、自然観察ゾーン、親水ゾーン等野営場のテーマ、性格、担うべき機能等に応じた設定を行う。
 なお、貴重な植物群落や野生動物の生息地等保全すべき対象については、ゾーンを明確にし、原則的に施設の配置を避ける。
- ⑤ 過剰利用や無秩序な利用が行われないよう配意し、ゾーンの機能に伴う利用区分は明確にする。
 また、管理運営上のトラブルを防止するためにも敷地境界は明確にする。
- ⑥ 利用動線の設定に当たっては、計画地の立地特性に応じ、高齢者、身障者等社会的弱者への対応を考慮する。なお、脆弱な自然や復元力の弱い自然等の区域においては、社会的弱者対応のための施設整備が立地する自然環境に著しい影響を与える場合は、その施設整備を行わないことを含めて検討する。
- ⑦ 利用動線は、原則的には自然発生的に利用されているルートを生かし、地形に順応した線形を優

先させるとともに、利用者が歩きながら常に期待感を抱くような線形とする。

<再整備時の配慮事項>

再整備におけるゾーニング計画は、現況のゾーニングを分析評価し、当該野営場の再整備方針を踏まえ、ゾーンを再構築する。

- ① 野営場タイプのタイプN型、I型では特にゾーニングは必要なく、テントサイトゾーンに便所、炊事場（水場）を備えた1ユニットが基本となることから、再整備においては自然環境への影響や利用状況の変化に留意し、ゾーニング上の課題があれば対処する。
- ② タイプII型では、現況のゾーニングの評価は、ゾーンとして設定された機能と空間構成が、保全状況や利用状況、維持管理状況からどの程度機能したのかを評価する。
- ③ 次に、再整備方針と現況ゾーニングの評価に基づき、ゾーンの再設定を行う。この時、利用者減少から評価の低い宿泊ゾーンを縮小する等、余剰空間が発生する場合は、野営場全体の利用の質の向上や自然環境の保全再生といった観点からその空間を活かしたゾーニングを行う。

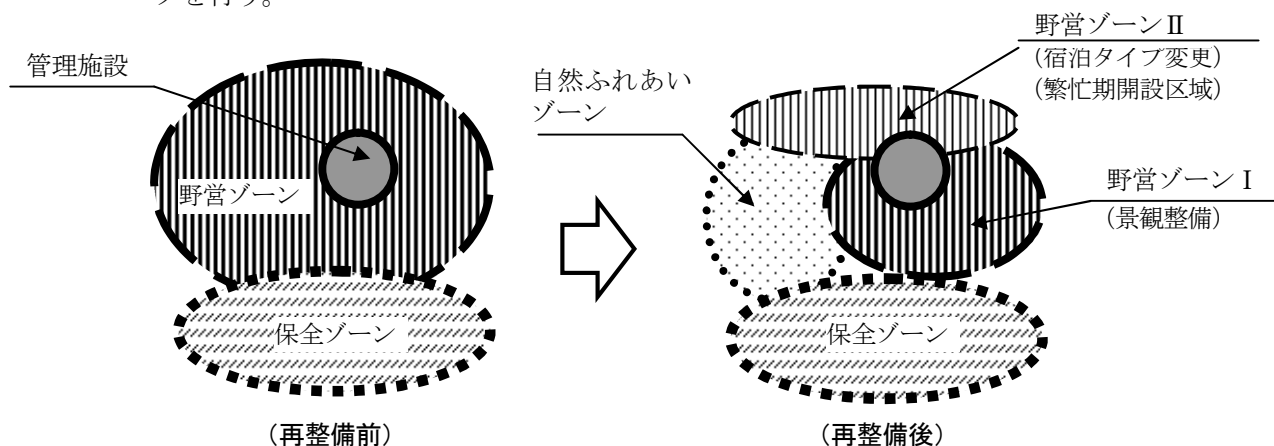


図 5 再整備におけるゾーニング変更イメージ

- ④ ゾーン再構築にあっては、現況地形（地盤）を活かし、大規模な造成を避け、自然環境の保全に留意する。ただし、棚田型の宿泊ゾーンのような不自然な地盤を保全ゾーン等に変更する場合は、周辺部と繋がるよう自然地形を再生した造成を行う。
- ⑤ 利用動線では自然発生的に利用されているルートを活かす。

(ii) タイプN野営場及びI-A型野営場

(1) ゾーニング及び利用動線

- ① N型野営場は、基本的にフリーテントサイトゾーンのみで構成し、管理施設や便益施設も必要最小限とする。
- ② I-A型野営場では、テントサイトゾーンに便所、炊事場（水場）をそなえた1ユニットを基本として検討し、特にゾーニングを行う必要はない。
ただし、面積的に余裕がある場合、地形的にユニットを複数設ける場合等においては、ユニット間の保全ゾーンとしての設定、周辺と一体的な自然観察ゾーンの設定等の検討を行う。
- ③ テントサイトゾーンの設定に当たっては、安全であること、周囲の自然環境と調和していること等の野営場の選定条件を満たしているとは言うまでもないが、急傾斜地や増水が考えられる河川敷等の危険が予想される場所は避け、地表面の排水がすぐれている平坦地又は緩傾斜地を選定する。
現地踏査を十分にいき、地形の改変や植生の損傷など自然環境に与える影響を最小限とする区域とゾーンを設定する。
- ④ 規模は、当該タイプが特に配慮が必要な地域における野営場である点を踏まえ、所要面積の算定式による算出はあくまで上限であり、原則として立地する場所の自然環境側の許容範囲及び立地条件による管理運営面での制約にも配慮して決定する。必要に応じて、利用者数の制限を行うこととし、その場合、十分な情報提供体制を検討する。
- ⑤ 徒歩によるアクセス及び利用動線が基本であり、園路を設ける場合は踏圧等による影響が広がらないように線形を設定する。また、自然公園等の一般利用者と野営場の利用者の動線はできるだけ分離するとともに、利用動線がテントサイト等への雨水のみず道とならないよう配慮する。
- ⑥ 野営場に接続する歩道を、自然観察路や探勝歩道として活用できるよう一体的な整備を検討する。

(2) 施設配置

- ① 宿泊施設以外は、野営場の基幹施設である便所と炊事場（水場）を基本とする。
- ② テントサイトユニットを複数設ける場合は、利用者数を考慮し、基本となる便所と炊事場（水場）が各テントサイトユニットから等距離となるような数と配置を検討する。
- ③ 便所と炊事場（水場）は、衛生上問題のない位置でなければならない。特に、山岳地等においては、し尿処理が問題となることから適切な処理方法に対応した配置を検討する。
- ④ 管理棟を設置する場合は、異常気象時等の避難施設としての機能を考慮し、その観点からも適切な位置を検討する。
- ⑤ 既に現地の植生などに悪影響を生じているような場合は、テントサイトの位置の変更や面積の縮小を含めて環境保全上の対応を検討する。

(iii) I-B型野営場及びII型野営場

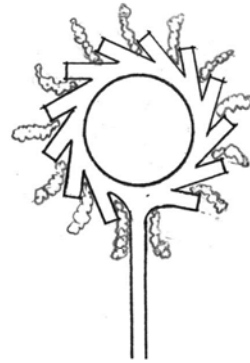
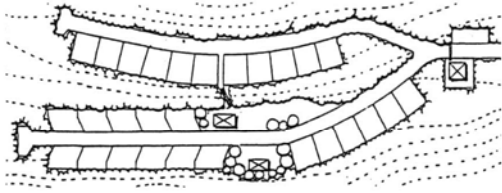
(1) ゾーニング及び利用動線

- ① 野営場全体の高いアメニティを確保するため、樹林等の保存緑地を含む十分な区域を確保し、キャンプサイト（フリーテントサイト、固定テントサイト、オートキャンプサイト）は、通年利用も考慮してできるだけ広葉樹林地か、一部に広葉樹林をとり込む区域において、地表面の排水がよい平坦地又は緩傾斜地を選定する。
- ② ゾーニングに当たっては、現存植生と現況地形を基本とし、整備するゾーンとともに保全すべき

ゾーンの設定についても検討する。また、自然とのふれあいや自然観察のためのゾーン、あるいは周辺と一体的な野生動植物保護のためのゾーンなど、地区の特性を生かした環境保全とその普及啓発のための機能をもつ野営場とする。

- ③ テントサイトあるいはその付近まで自動車が乗り入れることを考慮し、取付車道及び駐車場の配置とともに、自動車が乗り入れできる範囲を明確にする。特に、テントサイト、ケビンサイトはゾーニングの段階で明確に区分し、自動車の乗り入れ可能な範囲と乗り入れを制限する範囲を明らかにする。
- ④ テントサイト内の車道は、地形条件、用地の規模・形状、受入車種、テントサイトの配置デザインとの関連などにより、図6の形式例から導入する。一般には、1、2の形式を中心に複数の形式を組み合わせる導入することが多い。
- ⑤ 自動車と歩行者の動線は原則として分離し、両者ができるだけ交叉しないよう配慮する。また、自動車の走行は、利用状況や地形などに応じて一方通行の措置を検討する。
- ⑥ オートキャンプ型野営場の車道、幹線園路は、原則として舗装する。舗装は、大型のキャンピングカー、キャンピング・トレーラー等の利用への対応の有無等により、アスファルト舗装要綱、セメントコンクリート舗装要綱に基づき舗装の構成を検討する。また、雨水の還元の観点からできるだけ透水性舗装、排水性舗装等とする。

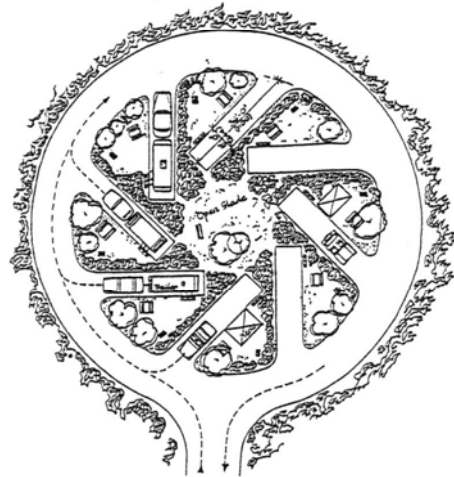
(クルドサック型の例)



(ループ型の例)



(ロータリー型の例)



(ジオメトリック型の例)

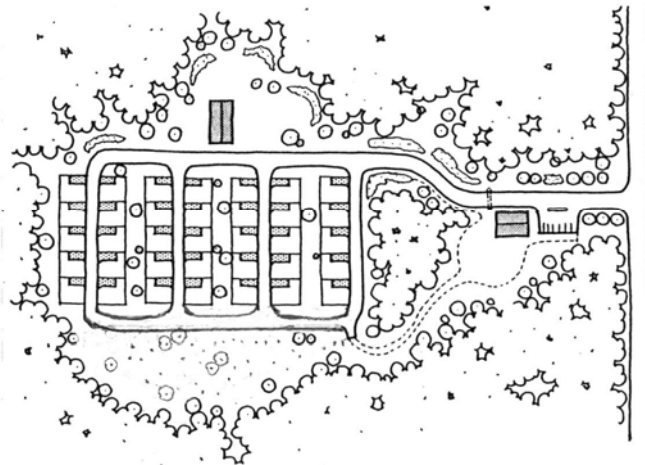


図 6 テントサイト・ケビンサイト配置の形式例

表 4 テントサイト・ケビンサイト内の車道の形式例

	形 式	適 地 例
1	行き止まり往復型 (クルドサック型)	平坦地が幅の狭い地形や用地規模が小さい場合。
2	回 遊 路 型 (ループ型)	平坦地や緩傾斜地が比較的まとまっている場合。 方形, 矩形, 円形, 楕円形等形状は地形に合わせやすい。
3	引き込み回転型 (ロータリー型)	平坦な用地が比較的小規模で円形状に利用できる場合。 複数のユニットに分散して配置できる。
4	区 画 路 型 (ジオメトリック型)	比較的まとまった平坦地や緩傾斜地を効率的に利用する場合。

- ⑦ 管理用道路の設定に際しては、幹線園路として活用を図り、それぞれの施設が利用しやすい動線を設定する。
- ⑧ 利用者の多い野営場、利用者の滞在時間が長い野営場は、踏圧により裸地化する部分が多くなるので、この観点から、自然発生的に利用されているルートを活かすこと等により裸地化が最小限となるよう施設間及び施設周辺等に適切な歩道の動線を検討する。
- ⑨ 野営場内及び周辺における自然とのふれあいや自然観察などのための歩道を設定し、一体的なネットワーク化を図る。

(2) 施設配置

- ① 利用しやすく管理しやすい野営場とするため、収容力が大きい場合は、宿泊施設部分をいくつかのユニットに分け、地形や植生、管理用道路との関係を十分考慮し、ユニット毎に炊事棟、便所等を配置する。

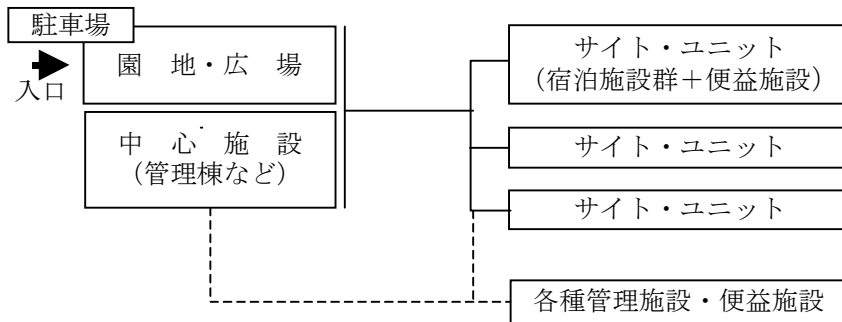
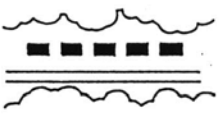
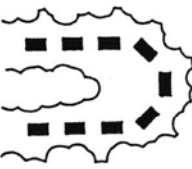
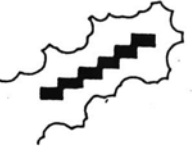
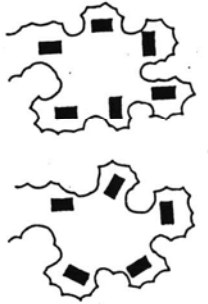

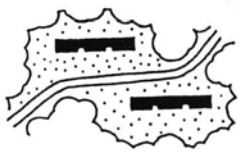


図 7 野営場構成の模式

表 5 ケビン・テントの配置と特徴

タイプ	模 式 図	特 徴
並 列 型		平坦な地形の場所に配置しやすい型。 利用上は団体向きである。 施設管理は行いやすい。
U 字 型		谷地形の場所で等高線に沿って配置しやすい型。 利用上は団体向きである。 施設管理は行いやすい。
雁 行 型		斜面の地形を利用して雁行型に配置した型。 連棟型になった場合でもプライバシーが保てる。 家族利用に向いている。
ランダム型		起伏が多い複雑な地形に配置できる型。 ケビン・テントの軸線を統一する配置と方向を統一しないタイプとがある。 景観的には変化があり、自然と調和しやすい 家族や小グループに向いている。
樹 枝 状 型		複雑な地形に配置が行える型。 自然との調和がはかりやすい。 全体の道路長が長くなる傾向があることと、幹線道路から離しすぎると管理が行いにくくなる。
連 棟 型		緩傾斜地や平坦地で効果的な配置の型。 南側にテラスや芝生地を設けることができるとゆったりした雰囲気が出る。 家族利用、グループ利用、団体利用のいずれにも対応する。 施設管理は行いやすい。

② 快適な野営ができるかどうか、管理運営が行いやすいかどうかは、テントとケビンの配置計画に影響されるところが大きい。したがって、テントサイトやケビンサイトの配置は、地形や植生を十分考慮に入れ、利用性、管理方法、管理道路との関係等から総合的に検討する。主な配置方法とし

ては、表5のようなパターンがある。

③ キャンプサイトは、プライバシーが保てる十分な広がりを持つこととし、ターフや椅子・テーブル等持ち込んだ場合にも十分対応できるレイアウトを検討する。

④ 施設の位置は、図8を参考に、現地の実態に合わせ設置を検討する。

なお、キャンプ用品の普及に伴ってガスコンロ等の器具を携帯する利用者が多くなっており、オートキャンプ場の共同炊事棟などの場合は、テントサイトでの野外炉・炊事場設置の有無等によって設置数が考慮されるので、設置箇所についても十分な検討を行う。

また、便所は、周辺でのテントの設置を制約する要素となる施設であることに留意するとともに、利用期間の恒常風を考慮して臭気が滞留したり、人が滞留する場所に流れない位置を検討する。

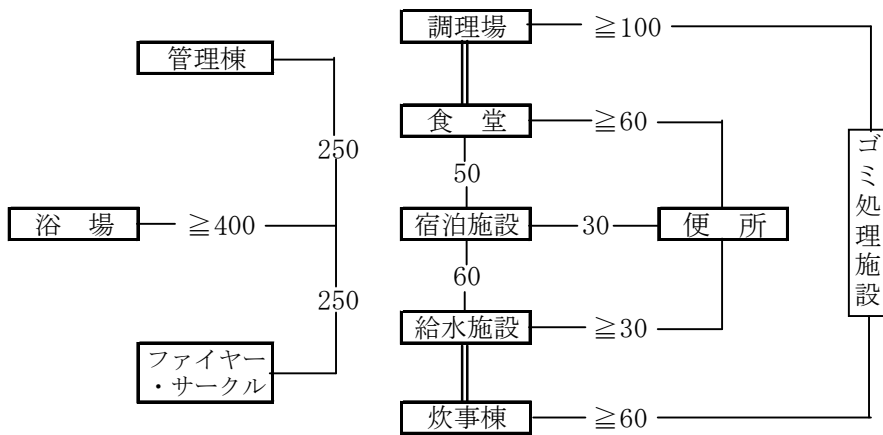


図8 キャンプ場施設の相互距離の考え方 (単位: m)

⑤ 野営場入口付近に、野営場へ到達する車道、駐車場、管理棟が設置される。野営場入口は、管理上1ヶ所が好ましいが、汚物処理などの関係でサービスヤードに入口を設けることがある。

⑥ 駐車場から管理棟へは車道を横断しない配置とすることが望ましい。駐車場入口部には、キャンプ場名を主体とした標識を設置する。管理棟の前には、小広場を設置し、野営場の案内板を立てる。

⑦ 管理棟の近くで、直接利用者とは関係の少ない位置に、従業員宿舎、倉庫、サービスヤードなどを設ける。

⑧ セントラルロッジ、キャンプファイヤーサークル、自由広場などは、テント利用者からも、ケビン利用者からも利用しやすい場所を選んで配置し、短い滞在日数の利用者にも楽しいキャンプ生活が行えるよう配慮する。

なお、夜間に利用者が滞留しやすい施設は、静穏な環境の維持のため、キャンプサイトとの位置関係、距離に十分配慮する。

⑨ 炊事場やキャンプファイヤーサークル等火を使うことが多い施設は、火災の起きにくい構造にするとともに、設置位置に注意する。

⑩ 大雨等の異常気象時に避難が可能な施設、場所の確保に配慮する。

(3) 空間整備

(修景植栽)

- ① 野営場は施設が集中する地区であるので、造成する段階で極力自然植生を残すよう配慮するとともに、樹木のない場所のテントサイトは、テント内の居住性をよくするため、木陰（シェルター）となる高木植栽を考慮する。
- ② 周囲の自然風景との調和を図るうえで必要かつ有効な場合、樹木や芝による修景緑化を行う。修景に用いる樹種等は、周辺に生育している種類と同じものとし、地域や場所によっては遺伝子レベルでの交雑が起らないよう配慮する。

(野生生物の生息・生育地の保全、活用)

- ③ 自然公園等の野営場の特色には、レクリエーション空間としてだけでなく、植物や昆虫、鳥類などが生息・生育し、身近に自然を感じることができる貴重な空間を提供していることがあげられる。

野営場の整備に当たっては、野営場周辺の環境を含め、このような立地環境を活かして、そこに生息・生育する野生生物の保全とともに、自然観察・自然学習等自然とのふれあい活動の推進を図り、自然公園等の野営場としての整備の効果をより高めるよう施設と活動プログラムが一体となった整備を検討する。

- ③ ゴミ、残滓（ごんし）等が野生動物への生態に影響を与えないよう、適切な施設又は処理体制を整備する。

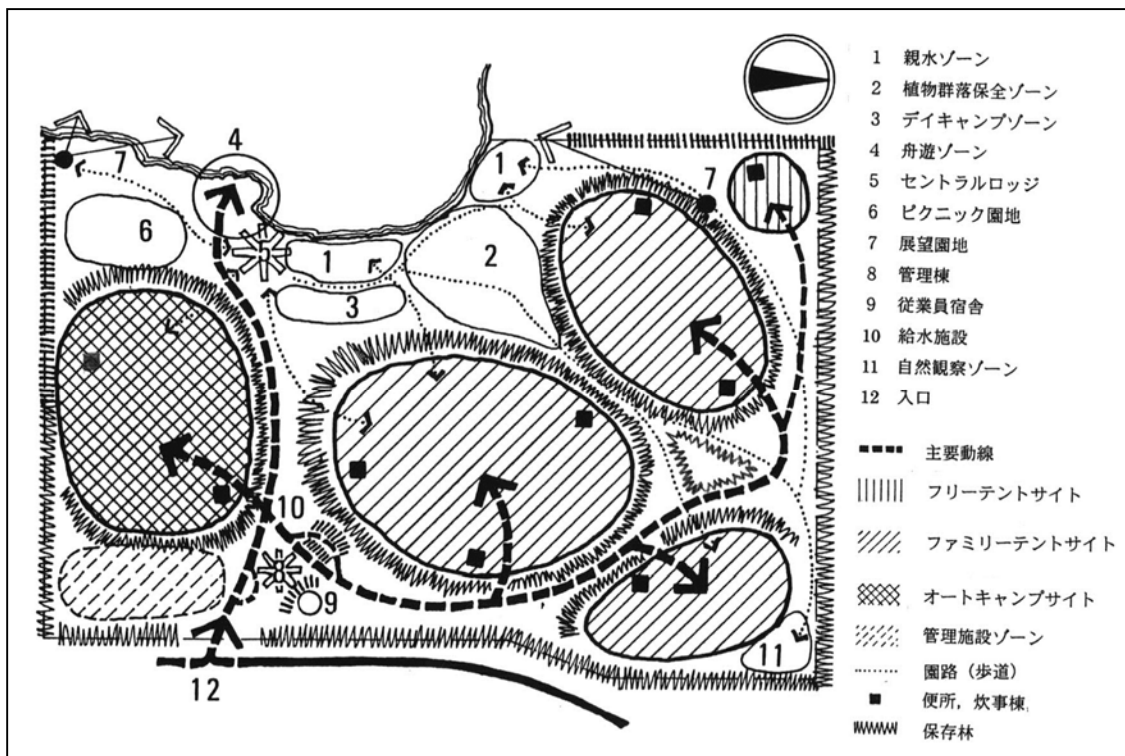
(親水空間・ビオトープ)

- ④ 法面等の土留め、池等の水辺の護岸などについては、コンクリート等の無機質な構造物によらず、古くからの工法である土嚢や粗朶、蛇籠などを用いることを検討する。

こうした簡易な材料による工法と植物との組み合わせによる自然環境の保全等に配慮した設計は、周辺の環境に馴染んだ空間形成が図られるばかりでなく、動植物の生息できるビオトープ形成のためにも有効である。

- ⑤ 既存の野営場の再整備等に際し、改変された自然環境の改善が必要な場合、あるいは自然環境の質を極力低下させないよう措置が必要な場合等においては、周辺環境との調和や生物多様性の保全に配慮し、自然環境の復元又は創出を検討する。

自然環境の復元や創出に当たっては、野生生物の生息・生育等に支障のないよう配慮したうえで、自然とのふれあい活動の場や親水空間としての活用についても検討する。



* ゾーニングは、現存植生と現況地形を基本として、樹林等の保存緑地の確保に留意し、整備するゾーンと保全すべきゾーンの設定を検討する。

* 自然とのふれあいや自然観察のためのゾーンなど地区の特性を生かした機能をもつ野営場とする。

図 9 ゾーニング・動線・施設・空間構成の検討事例

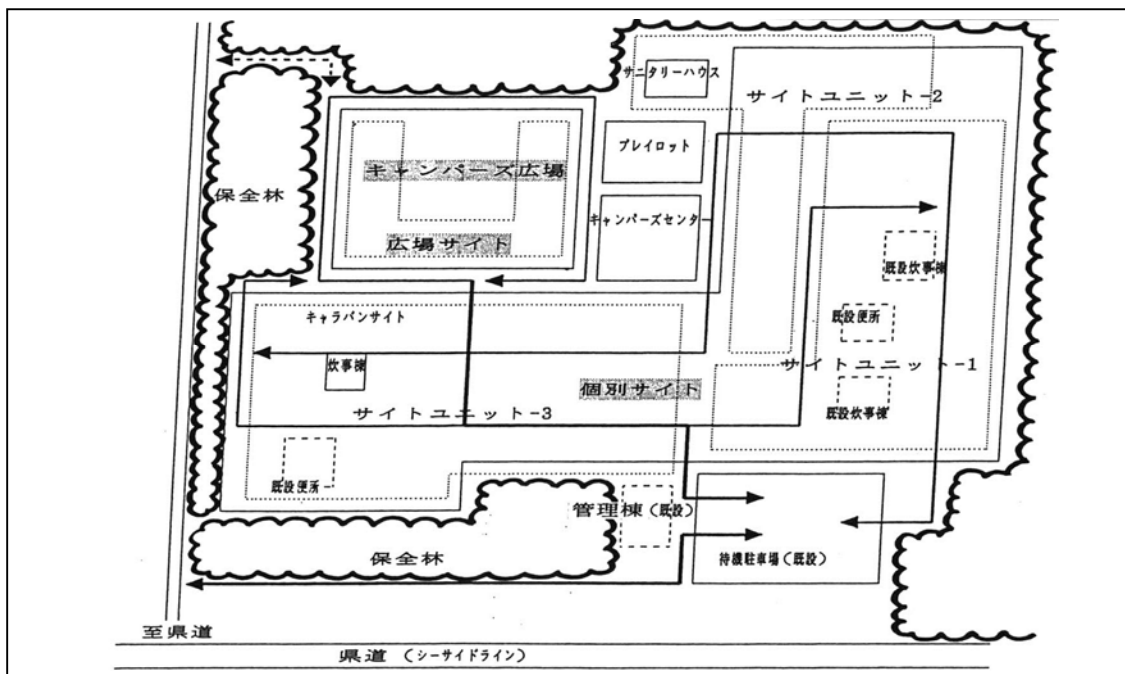


図 10 動線・施設配置の模式検討事例

* 管理棟は、野営場入口部の利用者が容易に分かる位置に設ける。

* 駐車場は、受付施設である管理棟と一体的な配置とし、駐車場から管理棟までは車道を横切らないですむようにすることが望ましい。

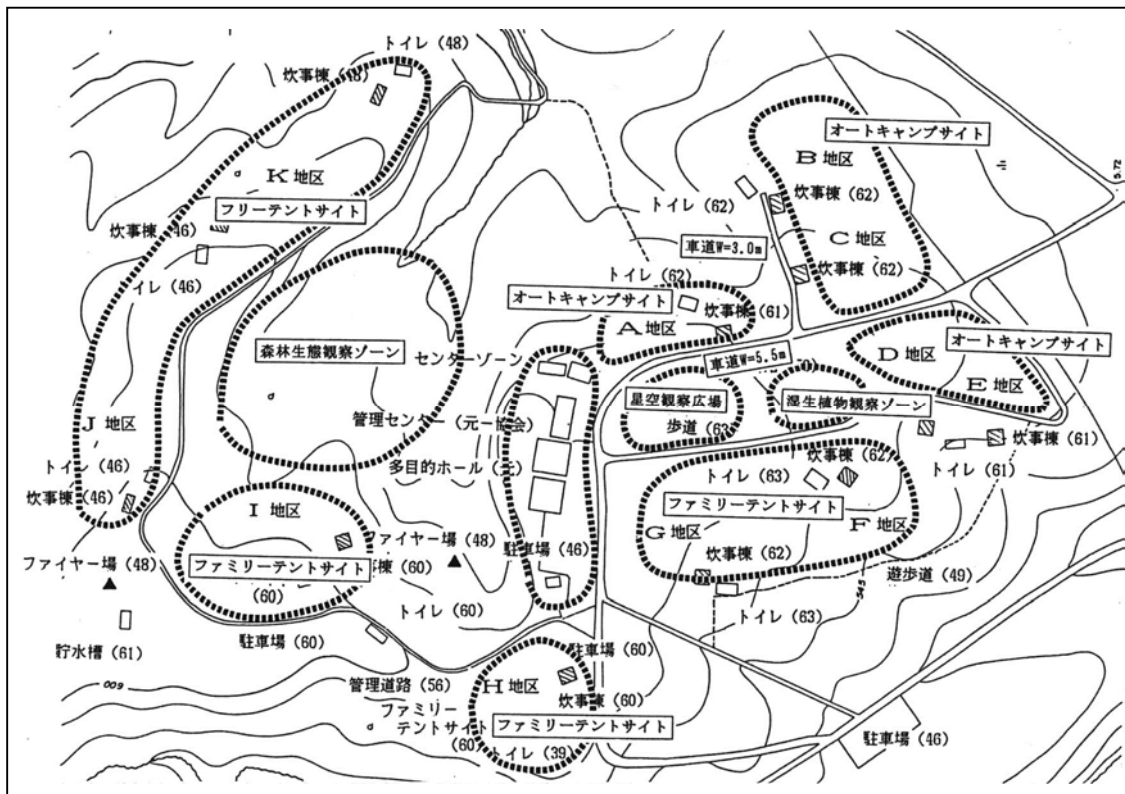


図 11 ゾーニング・施設配置の計画事例

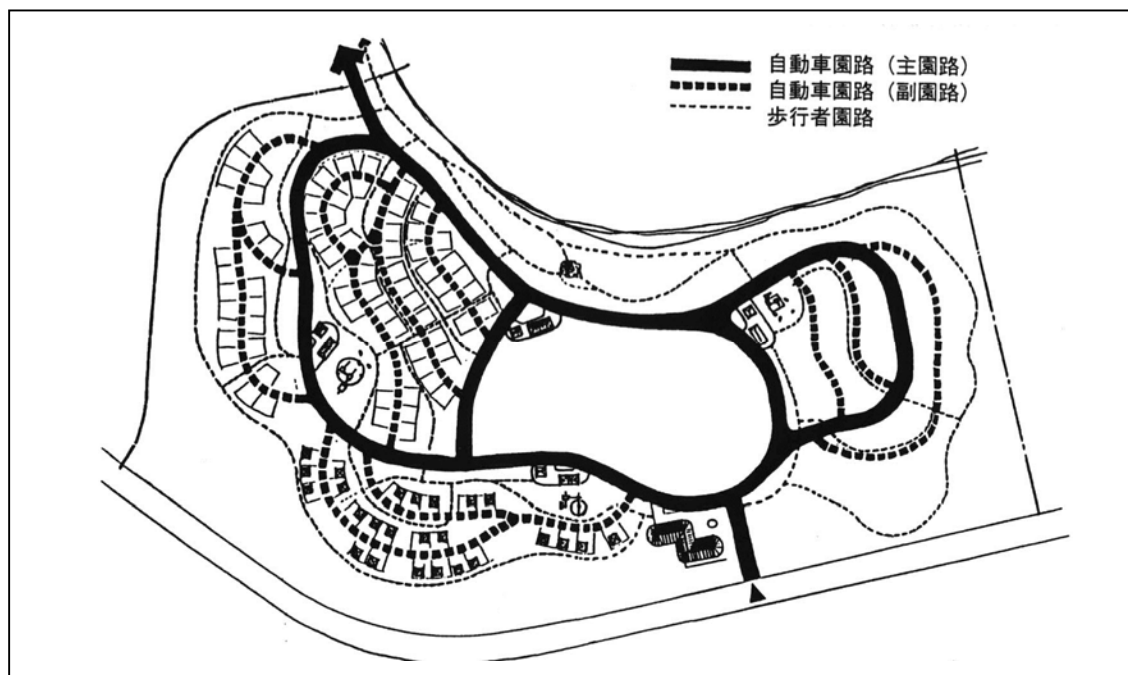


図 12 動線計画の事例

- * I - B型及びII型の野営場では、自動車が乗り入れできる範囲を明確にするとともに、自動車用の動線と歩行者用の動線を分離する。
- * 自動車用の動線は、野営場での自然とのふれあいやレクリエーション活動を妨げることないように計画し、必要に応じて一方通行の措置を検討する。

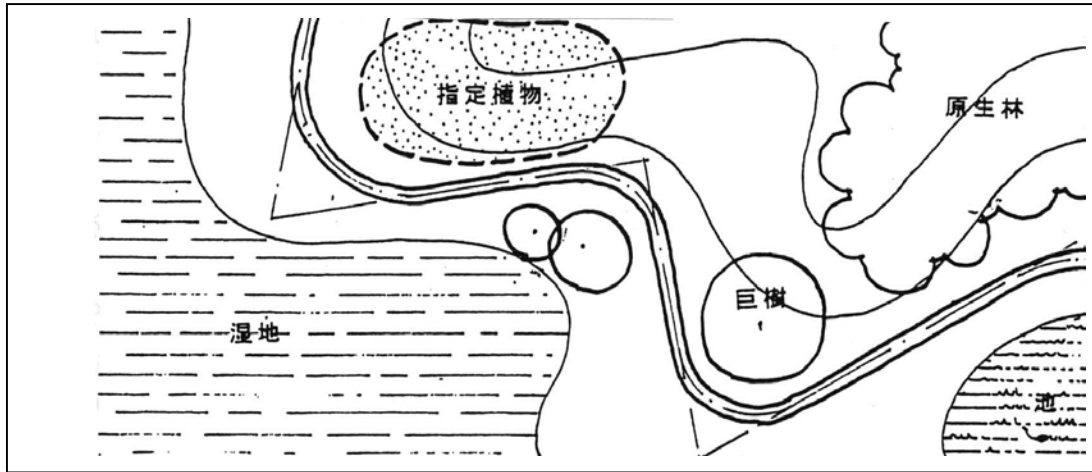


図 13 動線計画の検討事例

- * 動線計画は、現地の地形・植生に十分配慮して検討するものとし、保全するゾーンや野生動植物の生育・生息地等保全すべき対象を避け、樹木の保存にも配慮して設定する。
- * 線形は、自然発生的に利用されているルートを利用するなどにより、長い直線は避け、樹木や貴重な植物群落などがあって最少幅員を確保できない場合は、園路を迂回させる。

II-3 野営場施設の設計の考え方

II-3-1 共通事項

- ① 野営場は、他の場所から展望したときの風景を損わないようにするため、テントサイト、駐車場等の位置、規模、構造に留意するとともに、管理棟、炊事棟、便所等の構造物の屋根については、形状、勾配等を稜線や樹冠線の流れに合わせ、規模、形態、高さ、色彩等は視覚的強調を避けるように設計する。
- ② 建物や工作物に使用する材料は、野営場が整備される場所が維持管理の届きにくい位置に立地することもあることから、修繕や取り壊しが容易であること、損傷が誰にもわかりやすいこと、改修改築の際の廃材処理が容易であること、暖かみがあって肌に触れた感触がよいこと、使い込まれるにしたがって周辺とよくなじみ風格が出ることなどの利点を持つ木材を基本とする。
また、自然石についても積極的に使用するよう検討する。木材、自然石とも地域材を使用する。
- ③ 構造物は、単純明快なデザインとし、野営場内の諸施設のデザイン、色彩等は統一する。
- ④ 施設の規模、構造は、利用形態、利用者数、障害者も含めた利用者層等から判断するとともに、施設が設置される周辺の生態系や風景なども含めた総合的な自然環境との調和と機能上の判断を加えた検討を行う。
- ④ 工事による発生土石が施工区域外に拡散しないように、特に傾斜地における工事に当たっては、谷側へ崩落させて周辺植生や周辺水域に悪影響を与えることのない対策を講じた設計とする。

II-3-2 宿泊施設

(i) テントサイト一般

(A) 設計の考え方

- ① テントサイトには、テントを張る位置が固定されておらず、利用者が各自テントを持参してキャンプを行うフリーテントサイト、テントを張る位置が固定されている固定テントサイト及び利用者

が直接テントサイトまで車両を乗り入れて、キャンプができるオートキャンプサイトがある。

- ② テントサイトからなるキャンプサイトは、フリーテントサイト、固定テントサイト及びオートキャンプサイトのそれぞれを組合わせたさまざまな形式が考えられるので、立地環境、対象利用者層、利用ニーズ、管理運営方法等に応じて検討する。
- ③ フリーサイト及びフリーオートキャンプサイトでは、混雑時の定数管理が問題となることが多いため、管理運営方法とあわせての規模、配置の検討を行う。
- ④ テントサイトは、利用性、安全性から考慮して平坦地あるいは緩傾斜地が望ましく、やむをえない場合は、自然環境に配慮してデッキ型固定テントサイトの設置を検討する。自然環境への影響が軽微である場合は、緩傾斜地においても地形になじませて何段かのテラス状に造成し、利用の快適性を向上させることを検討する。
- ⑤ テントサイトの位置の選定に当たっては、大きな樹木や保存の対象となる動植物の生息・生育域を避ける。
- ⑥ テントサイトは、夏季の直射日光を避けるため、広葉樹林等樹冠の広い樹林地が望ましい。樹林地にテントサイトを設ける場合は、樹木と林床の保護に十分配慮する。草地等にテントサイトを設定する場合は、現地に適合する郷土産樹種（高木）を植栽することを検討する。
- ⑦ テントサイトの路床は、表面排水または暗渠排水により水はけを特に配慮するとともに、張芝あるいは真砂土等でペイブする。人工芝は、熱や火に弱い点からも、使用しない。
- ⑧ キャンプサイトの排水は、排水系統計画に基づき排水先を十分考慮して設計する。キャンプサイトは、排水のよい土質・勾配の場所を選定することが基本であり、キャンプサイトの暗渠排水は、土質の改善や目詰まり時の管理等をあわせて検討する。
- ⑨ テントサイトの快適な居住性を保つために、適宜樹木による目隠しを行う。また、テントサイトが連続する場合は、境界部分に植栽を行い、1つ1つのユニットの空間を明確にしてサイトの独立した雰囲気確保を図る。
- ⑩ テントサイトには、必要に応じ卓ベンチを備え付ける。卓ベンチは、テント及びテントの張り綱の邪魔にならない位置に設置する。

(ii) フリーテントサイト

(A) 設計の考え方

- ① フリーテントサイトは、利用性、安全性から考慮して平坦地が望ましく、やむをえない場合でも8%以下の緩傾斜地に設定する。

自然環境への影響が軽微である場合は、緩傾斜地においても地形になじませてテラス状に造成し、利用の快適性を向上させることを検討する。
- ② 樹林地にフリーテントサイトを設ける場合は、樹木の皆伐を避け、利用性を勘案して適切に間引く等により、明るくやすらぎ感のあるサイトとなるよう配慮する。
- ③ フリーテントサイト内の巨木・高木等は、緑陰を作り出すとともに、景観木として重要であるので、適切に保存する。
- ④ フリーテントサイトは、表面排水または暗渠排水により水はけを特に配慮するとともに、張芝や管理された自然草地もしくは真砂土敷き等とする。

(iii) 固定テントサイト

(A) 設計の考え方

- ① 固定テントサイトの標準的なものとして次の3タイプがあり、現地の状況、予定する利用者層等

を考慮して適切に選択する。

Iタイプ

： 路床から10～20cm程度の盛土を行い、表面仕上げを真砂敷土均し、あるいは張芝で行ったもの。緩傾斜地で、樹木の保護などのため全面的な造成を避け、サイト間にゆとりがとれるような場合。

IIタイプ

： Iタイプに耐久性を加味したもので、盛土の流出を避けるため周囲を丸太等で縁どりしたもの。緩傾斜地の樹林地等で、樹木の保護を図り効率的にテントサイトを配置するような場合。

IIIタイプ

： 木製またはコンクリート製足場に木製床板を敷き、プラットフォーム型にしたもの。団体利用や貸出し用テントの利用者の多い野営場の場合、あるいは雨や湿気の多い土地での整備や林床・草地などの植生の保護を図るような場合。

比較的急な斜面に設置する場合のデッキ型のものを含む。

- ② テント床は、快適な居住性を保つうえで基本的に水平が好ましいが、I及びIIタイプで雨水の表面排水を行う場合は、中央から3～4%程度の勾配をもたせる。

IIIタイプの床板を広くする場合は、雨天時等においてテントに水が流れ込まないように、床板に排水の工夫を行う。

- ③ テント床に張り置き式テントを前提に設計する場合は、テントの入口が向かい合わないよう設定する。
- ④ 張り置き式テント用のテント床は、前提とするテントの大きさに合わせて設計する。それ以外のテント床は、テントを張る部分のほか、フライシート部分等を含んだゆとりのある広さとし、100m²（10m×10m）以上とする。
- ⑤ テント床間の距離は、ファミリーキャンプ等プライバシーが特に必要な場合には、10m以上離す。

面積的に余裕がある場合等においては、テント床間に1テント床分の広さをとり、これらを順次使用することで芝生の回復を図ることを検討する。

- ⑥ IIタイプで丸太による縁取りをする場合は、少なくとも2方向は段差を作らず、雨水等による流出がないよう配慮のうえ、すりつけを行う。
- ⑦ 団体用のテント床は、テントの規格が定まっていないので真砂土の敷均しか張芝が望ましい。また、雨水処理のためテント周囲を掘りおこされるおそれがあるので、スノコを常備することを検討する。なお、スノコの寸法は、1.80m×0.9mを標準とする。
- ⑧ テントなどの張り綱を固定するため、I、IIタイプでは、テント床の隅に埋め込み式のフックを設置することを検討し、IIIタイプでは、装着用の金具を設置することを検討する。この場合、利用者がけがをしないよう十分留意し、テント床レベルより突出しない等の工夫を行う。

特に装置を設けない場合は、綱を固定するペグが打ち込みやすい状態の保持に留意する。

(iv) オートキャンプサイト

(A) 設計の考え方

- ① 車道とテントサイトとの関係は、地形条件、用地の規模・形状などのほかに、管理の行いやすさのことも考えて計画・設計する。

オートキャンプサイト内の1ユニットは、テントサイト内の駐車スペースの取り方によってタイプが分かれ、代表的な駐車形式には次のものがある。

1. 直角駐車形式
 2. 斜め駐車形式（45度駐車、60度駐車）
 3. 平行駐車形式
 4. 通り抜け車路駐車形式
- ② 代表的な駐車形式のうち、直角駐車形式や平行駐車形式がオーソドックスな形であり、テントサイトのユニットも斜め駐車形式や通り抜け車路駐車形式に比較して小面積にすることができる。
- 斜め駐車形式は、地形条件や樹木の保護のためなどにより、直角駐車形式や平行駐車形式ではテントサイトの規模が確保できない場合に採用を検討する。
- 直角駐車形式や斜め駐車形式においては、すみきりを設ける
- また、平行形式は、前面の車道の幅員が狭くても駐車しやすいことが特徴であり、通り抜け車路駐車形式は、走行車道から分岐して駐車スペースに入った自動車が、そのまま前進して出口に向かう走行車道に出られる構造にした形式で、大型のキャンピングカーやキャンピング・トレーラーの受け入れに有効なタイプである。
- ③ オートキャンプサイトのテントサイト1区画の大きさは80～120㎡で、100㎡（10m×10m）以上とする。
- ④ テントサイト内の駐車スペースの規模は、30～40㎡とする。構造は、張芝、芝生保護舗装、各種舗装、砂利敷き等によるが、環境保全上の配慮と維持管理の観点から、芝生保護舗装や轍（わだち）部分のみの舗装あるいは透水性舗装とする。
- ⑤ フリーオートキャンプサイトは、自動車が芝生広場に直接乗り入れて利用する広場サイト方式であるが、芝生内に自動車を乗り入れることから芝生のいたみがひどく、相当の広さがないと野営場としての維持管理は難しい。芝生の裸地化は美観的にも好ましくなく、自然公園等の野営場での採用は十分に検討する。
- ⑥ テントサイトごとの炊事場、野外炉、野外卓等の設備については、最近では、利用者がガスコンロや椅子、テーブル等のキャンプ用品を備えていることが多いことから、使用時の自由度を高くするため、利用者層を考慮して炊事場等必要なものに限るよう検討する。
- また、景観上の観点からも、サイト毎に構造物が林立する過剰な整備とならないよう配慮する。
- ⑦ テントサイトに炊事場を設置する場合は、排水系統計画の中で適切に排水処理を行う。
- ⑧ テントサイトに野外炉を設置しない場合において、利用者層等を考慮し、暖をとるためなどのファイヤーピット（火焚き場）の設置を検討する。ファイヤーピットの設置箇所は、テントを張る位置や芝生や周囲の植栽への影響に留意する。
- ⑨ キャンピングカーに対応する場合は、キャンピングカーに接続できる電源装置（AC電源）、給水装置、汚水排水施設を備える。キャンピングカーの汚排水処理は、管理棟や野営場入口付近に1～2ヶ所のダンプステーション（水栓を備えた汚水の排水口を設けた汚水受入施設）を設け、ここで処理する方法もある。
- ⑩ 一般のオートキャンプサイトにおいても、状況に応じて電源装置の設置を検討する。
- 電源装置の設置は、野生鳥獣や昆虫類など野営場周辺の夜間の環境保全にも留意して検討する。

（v）ケビンサイト

（A）設計の考え方

- ① ケビンサイトは、ケビン数棟で1つのユニットを構成させる。

- ② ケビンは、木造を基本とし、建築意匠はできるだけシンプルな形にして、自然環境との調和を図る。
- ③ ケビン内に炊事場やトイレを備えたタイプが多くみられるが、自然の中でのキャンプ生活を楽しむことができるよう、デッキや炊事場、卓ベンチ等を屋外に設けるなど野外との連続性に配慮する。
- ④ 内部は、板の間にじゅうたん敷き、畳敷きなどがあるが、収容力に柔軟性をもたせるため、2段ベッド型は避ける。余裕がある場合は、寝室部分と食事等をとる部分（居間相当）を別とし、寝室部分は2スペースとする。
- ⑤ ケビンサイト内に便所、炊事棟を設置する場合は、排水系統計画の中で適切に排水処理を行う。
- ⑥ 野営場の供用期間以外は閉鎖しておく関係で老朽化が比較的早いことから、メンテナンスを考慮した構造とし、風雨、積雪、湿気対策として、雨戸、通気、換気に留意する。

II-3-3 管理施設

(i) 管理棟

(A) 設計の考え方

- ① 管理棟は、利用者の受付け、情報の提供、キャンプ用品の貸出し等の機能をもつ野営場全体の管理運営の中心施設であり、野営場入口部の利用者が容易に分かる位置に設ける。
- ② 少ない人員で、受付け、情報提供、物品貸出し等の業務のほか、利用者の動向が把握できる平面計画とする。キャンプ場は収益性が小さいことから、利用料をもって運営する場合は、特に効率的な管理運営ができるよう機能的配慮を十分行う。
受付けは、事務室からではなくフロント方式のカウンターで行う。
- ③ 管理棟には、従業員の厨房、食事場所、生活場所（宿直室）を設けるほか、自然解説など自然とのふれあい活動担当者のためのスペースを含めた検討が必要である。付帯施設として従業員宿舎、倉庫などの検討を行う。
- ④ 収容力300人程度までは、セントラルロッジと一体的な施設として、1棟にまとめ効率的な管理を検討する。
- ⑤ セントラルロッジと一体的な施設とする場合等において、立地環境や利用状況に応じて、管理棟にトイレ、温水シャワー、ランドリー等のサニタリー設備の整備を検討する。
また、レクチャールームやミニビジターセンター、あるいは雨天時等に緊急避難としての利用が可能なスペースとして多目的ホールを設けることを検討する。
雨天時に集合可能なスペース（屋内ファイヤースペース）等は、降雨日数が多い地方では効果的である。
- ⑥ 管理棟は、野営場利用のための中心施設でもあり、また、情報提供のセンターでもあることから、多様な利用者層に対応する施設となることから、立地条件、主要利用者層を踏まえ、健常者・障害者・高齢者などすべての人が利用可能となるよう、スロープの設置等のユニバーサルデザインの採用などに留意する。
- ⑦ 施設規模や日照等の立地特性に応じ、パッシブソーラー等自然エネルギーの活用について検討する。
- ⑧ 積雪地、寒冷地においては、冬期間の維持管理を考慮した構造、設備とする。

(ii) 給水施設

(A) 設計の考え方

- ① 利用者1人が1日に使用する水量は50～100リットル程度であるが、管理者が使用する水量等も加え、75～150ℓ/人・日として、野営場の収容力、将来利用のほか、サンタリー施設の有無等地区に特有の状況を考慮した給水計画とする。
- ② 給水方式は、上水方式、タンク方式、取水方式等があるが、給水量、衛生、建設費等総合的に勘案して選択する。水源は、飲料水としての適否を検査する。
- ③ 配水（給水）管路は、利用者の季節変動に応じた管理を考慮し、ブロック単位での管理が可能な場内経路とする。
- ④ 自然資源の活用の観点から、特に給水量の少ない地方等では、公衆便所等において中水や雨水の利用を検討する。
- ⑤ 寒冷地においては、冬期間の凍結防止対策等を十分考慮する。
- ⑥ 用途別の水の使用量は、表1のとおりである。

表 6 用途別水使用量と対応する給水栓の口径

用途別	使用量 (ℓ/分)	給水栓口径 (mm)	備考
炊事場流し	12～40	13～20	
洗濯場流し	12～40	13～20	
浴槽（和式）	18～35	13～20	
シャワー	8～14	10～13	
小便器 （洗浄水槽付）	8～10	10～13	
小便器 （洗浄弁）	20～30	10～13	1回（4～8秒）の 射出量2～3ℓ
大便器 （洗浄水槽付）	8～16	10～13	
大便器 （洗浄弁）	80～120	25～30	1回（4～8秒）の 射出量2～3ℓ
手洗い器	5～10	10～13	
消火器（小型）	130～260	40～50	

(iii) 電気施設

(A) 設計の考え方

- ① 管理棟、公衆便所、炊事棟、セントラルロッジ等の中心的施設のほか、車道、園路等に必要な範囲での屋外照明を設置する。
- ② 屋外照明は、利用者の安全の確保、災害時の誘導等の観点から重要な施設であるが、自然の中での生活体験を通じた自然とのふれあいの場であるとの性格から、照明設備の個数等は、適切かつ必要最小限となるよう十分検討する。
- ③ 照明設備は、動植物の生育・生息に配慮し、照度、照明範囲は必要最小限とする。このため、園路の照明はフットライトが適切であり、外灯とする場合も、上方へ灯りが漏れないよう工夫されたものを用いる。また、深夜までの照明を必要としない場所やテントサイトでは、消灯または減光タイマーを設置する。この場合、管理棟等の施設からの集中管理が行えるようにする。

なお、屋外照明の適正化については、「光害対策ガイドライン」（環境庁：平成10年3月）を参考とする。

- ④ 野営場内の照明装置は、意匠の統一を図る。
- ⑤ 場内配線は、可能な限り地下埋設とする。また、利用者の季節変動に応じた管理を考慮し、ブロック単位等での管理が可能な場内配線系路とする。
- ⑥ テントサイト内に電源を設ける場合は防水型とし、1ヶ所当たり1.2～1.5KWの使用を見込んでおく必要がある。また、テントサイト内の電源は、別途料金を徴収するケースが多く、電源の入切について、管理棟等での集中管理が可能な施設とするか、特殊コンセント型または鍵付きとする。
- ⑦ 電源は商用電源を原則とするが、立地特性を十分勘案のうえ、太陽光や風力、水力等の自然エネルギーの利用を検討する。これらの自然エネルギーの利用については、維持管理に必要となる経費や管理等にかかるランニングコストについて考慮のうえ導入を検討する。導入に当たっては、省資源、省エネルギーなど環境保全の普及啓発の面からの活用を図ることとし、その利用についての効果的な解説、説明を行う。
- ⑧ 電気施設については、計画・設計時において維持管理に十分配慮した検討を行う。

II-3-4 便益施設

(i) 炊事棟

(A) 設計の考え方

- ① 炊事棟は、食事の準備を行う場所であることから衛生が保てる施設内容とする。床面は、清掃しやすいようコンクリート仕上げとし、2～5%の傾斜をつける。
- ② 建物構造及び材料は、火と水を使用するため、下部工及び床面はRC造り等耐火耐水性のあるものとし、外壁や上部工は、自然環境との調和という観点から木造とする。
- ③ 洗場部分には、水栓（水道蛇口）、流しのほか調理台を設ける。流しや調理台は、子どもの利用を考慮した高さとし、踏み台を設ける等の工夫を行う。
- ④ 水道の蛇口は、収容力の1/10とし、水の供給が十分でない地域においては自動水栓やプッシュ式等節水型のものを検討する。なお、山岳地や寒冷地等においては、凍結防止用の設備を備えるものとする。
- ⑤ 排水口は、厨芥類がつまらないよう工夫した構造のものとし、溜桝にスクリーンを兼ねたステンレス籠などを設置する。
- ⑥ 炊事棟における炉の数は、野営場収容力の1/8またはテントサイト数の1/2程度を目安とする。最近では、ガスコンロ等の器具を携帯する利用者が増えており、オートキャンプ場の共同炊事棟などの場合は、テントサイトでの野外炉・炊事場設置の有無、利用者層等を考慮して洗場と炉の数を決定する。
- ⑦ 炉の形式は、燃料の種類について検討のうえ決める。

薪を使用する炉にあつては、大きさ、ロストルの位置について留意する。休暇村の野営場でモデルかまどとされているサイズは、次のとおりである。

炉の内径： W40～60cm × D30～40cm

火を焚く部分の高さ： 25±2cm

(ii) サニタリー施設

(A) 設計の考え方

- ① サニタリー棟は、洗面所、足洗場、便所、洗濯場、シャワー室、休憩所等の衛生上の諸機能を組み合わせて一つの施設としてまとめた建物であり、収容力の大きな野営場や長期滞在利用の多い野

営場等においては、サニタリー棟の設置を検討する。

- ② 管理棟、セントラルロッジ等にサニタリー機能を備える場合もあり、サニタリー施設を独立したサニタリー棟とするか、管理棟やセントラルロッジ等と一体的な施設とするかは、野営場の規模、利用形態、立地条件等を勘案して決める。いずれの場合においても、身障者が各機能を利用できるよう配慮する。
- ③ サニタリー棟は、施設の性格上、管理棟の近くで野営場の出入りに近い位置か、セントラルロッジに近い位置に配置する。利用者が、野営場利用手続後、すぐ施設の存在、内部の様子を確認できるよう配置する。
- ④ サニタリー棟のトイレは、水洗を原則とし、少なくとも簡易水洗とする。
- ⑤ シャワーは、温水シャワーを原則とする。日照等の諸条件が整う場合は、ボイラーに加え太陽熱利用の併用による給湯を検討する。脱衣とシャワーは1ブースとし、防水カーテンで仕切る。換気扇をつけるなど換気に十分留意する。
- ⑥ トイレや洗濯場とは別に、洗面所を設ける。温水が出るのが望ましく、日照等の諸条件が整う場合は、太陽熱利用の給湯を検討する。
- ⑦ 洗濯場は、コインランドリーを基本とする。定員100人当たり1台の洗濯機、乾燥機の配置とし、これに見合う給水栓、排水口、コンセントを設置する。屋内に設置する場合は、換気に留意する。

(iii) セントラルロッジ

(A) 設計の考え方

- ① 野営場の利用拠点施設として、収容力の大きな野営場や長期滞在利用の多い野営場等においては、立地環境に応じて、セントラルロッジの設置を検討する。セントラルロッジは、利用者の交流や集合の場に活用するが、異常気象時の避難場所としても用いる。
- ② セントラルロッジは、木造を基本とし、清掃等維持管理がしやすい構造として清潔を保持する。また、高齢者・障害者・子どもなどの利用を考慮した便所を備え、段差の解消や多目的ブース、スロープ等の設置を検討する。
- ③ セントラルロッジには、レクチャールームや雨天時に集合可能なスペース等としての多目的ホールを設けることが望ましい。降雨の多い地方等では、多目的ホールに屋内ファイヤーサークルの設置をあわせて検討してよい。多目的ホールは、緊急時の避難スペースともなることから、土足で出入りできるよう配慮する。
- ④ 立地環境や利用状況に応じて、温水シャワーやランドリー等のサニタリー設備の整備を検討する。これらの機能は、高齢者・障害者・子どもなどの利用に配慮する。
- ⑤ 収容力300人程度までは、管理棟と一体的施設とする等効率的な運営管理を考慮した整備を検討する。

(iv) ファイヤーサークル（コンセルリング）

(A) 設計の考え方

- ① ファイヤーサークルは、営火を楽しむ施設として野営場内の広場等に設置し、野外劇場としての活用も図る。ファイヤーサークルの設置は、夜間における野生動物の生息や営火参加者以外の野営利用者への影響などを十分勘案し、野営場の自然環境、利用形態等の立地特性を踏まえて決定する。
- ② ファイヤーサークルは円形状が利用しやすく、中心部に直径2m程度の営火を焚く部分を設け、その外側に1～1.5m程度の同心円状の石張りあるいは耐火レンガ張りを行う。

営火部分を含め、石材を使用する場合は、熱に弱い花崗岩等は避け、安山岩を使用する。また、消火の際の水抜きに配慮する。

- ③ 火の使用による周囲の植生への影響を検討し、営火部分の周囲は十分な広がりをとる。
- ④ 野外劇場や自然解説等の使用も考慮し、すり鉢状の芝生地やベンチを設ける。ベンチを設ける際は、夜間の利用を考慮し、通路幅の確保に留意する。

(v) ゴミ処理施設

(A) 設計の考え方

- ① 野営場から廃棄物として排出される多様なゴミの衛生上・安全上の問題、あるいは快適性の確保や野生生物への影響の問題、さらに近年におけるダイオキシン対策や地球温暖化対策等の問題にも対応するため、自然公園等の野営場の利用を環境保全の学習や普及につなげる観点からも、適切なゴミ処理を行う必要があり、野営場のゴミ等の廃棄物処理について、計画段階から関係自治体と十分な調整を行っておく。
- ② 野営場内から発生するゴミ・厨芥類等については、炊事棟やテントサイト等での分類収集、ゴミ集積所の設置等について検討し、集中集積方式、分散集積方式等の収集処理体制を検討する。
- ③ ゴミ集積所は、衛生上の対処とともに、快適性の確保や野生動物への影響に留意した設備とし、搬出時の作業が効率的に行えるようキャスター付きコンテナの使用等工夫を行う。

II-4 野営場施設の再整備配慮事項

II-4-1 自然景観の保全再生

- ① 自然公園内の野営場の最大の魅力は、豊かな自然、優れた自然景観に抱かれた環境の下で、生活体験をすることにある。そのため、再整備に当たっては、周辺の自然環境・景観と調和し、馴染みのある構造、素材、意匠、色彩を基本とする。
- ② 適正規模への変更に伴って余剰空間が生じる場合には、自然に戻すことによって、より質の高い空間の創出を図る。
- ③ 一方で、明るく適度な開放感のあった空間が既存樹の生育により、鬱蒼として利用者に暗い印象を与えたり、素晴らしい眺望が遮られるなどの場合、下枝払いなどの適正な樹木管理を行うなどの配慮が必要である。
- ④ 放置された老朽化木製施設等は、景観に悪影響を与えないように撤去するとともに、適切に更新を図る。

○周辺の自然環境との馴染み

- ・周辺の河原にある玉石と同等の素材の使用、樹冠より低く押さえられた切妻屋根、トーンを抑え周辺の木々の色と調和の取れた外壁や屋根の色を意匠に用いることで施設を地域の景観に馴染ませる。

○地域性の演出

- ・地域で伝統的に使用されている素材を用いて地域の景観に調和させる。

○素材

- ・再整備の際には、自然素材、地域産素材の積極的に利用する。

○色彩

- ・管理計画書等を基に、自然景観に馴染む色彩を検討する。

○造成

- ・再整備の際には元の自然地形の復元を検討する。

○眺望の確保

- ・主要な景観要素である湖の眺望が木立ちにより遮られている場合、部分的に下枝払いなどを行うことにより、サイトから湖畔の眺望を確保する。

II-4-2 ユニバーサルデザイン

(i) 野営場におけるユニバーサルデザイン手法による整備の基本的な考え方

自然公園の野営場の施設整備におけるユニバーサルデザインの基本的な考え方は下記による。

- ① 地形等自然条件の制約が大きく利用者層が多様ななかで、自然環境の保全と利用者の利便性とのバランスをとること。そのために、自然や景観・生物の生息域などの公園にとっての大きな魅力や特性を失わず、どこまでの整備を行うかの整備レベルを設定する。(脆弱な自然や復元力の弱い自然等の区域において、ユニバーサルデザイン手法による施設整備が、立地する自然環境に著しい影響を与える場合は、その施設整備を行わない選択を含めて検討する。)
- ② 計画や施工の段階だけでなく利用する段階でのプログラムや管理運営までのトータルなユニバーサルデザインの視点で整備を行う。
- ③ 施設のハンディキャップ情報やサービス内容、活動難易度、現地の気候などユニバーサルデザイン関連情報を的確に提供する。

詳しくは「II-5 野営場におけるユニバーサルデザインの配慮事項」を参照する。

(ii) 野営場再整備におけるユニバーサルデザインの配慮事項

(A) 敷地デザイン

○ゾーニング計画

- ① 規模が大きく地形条件の厳しい国立公園内の野営場は、場内全域ですべての利用者の移動と利用を可能とすることは困難なケースが多いことから、駐車場と管理棟、テントサイト、炊事棟、便所等、生活の場となる主要施設については、すべての利用者の円滑な移動を確保する。
- ② さらに、管理棟に近い区域において、すべての利用者の自然とのふれあいの場となる園路や広場を整備することで、すべての利用者がキャンプを楽しむことができるようにする。
- ③ 再整備においては、基本的に大きな敷地の改変は考えられない中、現状の敷地形状やその他利用上のニーズ、問題点を十分に把握し、各施設の建替えや配置替え、またテントサイトや園路の改造等大規模なものから、各施設の一部を改修して対応する程度の小規模なものも含め検討を行う。

○動線計画

- ① 野営場内ならびに周辺関連施設を結ぶ主要園路は誰もが利用できるよう再整備し、主要施設間をつなげるようにする。
- ② どうしてもすべての利用者にアクセス可能な園路が確保できない場合は、その情報をサイン施設やパンフレット等を用いて明確に提供する。
- ③ 移動障害を持つ人は、移動手段として自動車を利用する人が多いことから、野営場内ならびに周辺の主要関連施設と駐車場の配置関係や動線も検討する。

(B) 個別施設整備

個別の施設における再整備は、「Ⅱ－5 野営場におけるユニバーサルデザインの配慮事項」を参考とする。特に再整備時の配慮事項は以下の通りである。

○管理棟

夜間管理者が不在で利用者のみ滞在する野営場等の場合は、夜間の緊急時の連絡がスムーズに行えるよう配慮する。

○テントサイト等

テントサイトから駐車場・管理棟・炊事場・トイレ等主要施設をつなぐ通路の間に段を設けないことや滑りにくく平坦な舗装とするなど園路の構造に配慮する。テントサイト内一箇所以上は車いす利用者等がアクセス可能でテント設営部の周囲に車いすの通行可能なスペースを設けられる寸法とする。

○炊事場等

炊事場・洗面所等は段差のない濡れても滑りにくい床面とし、調理台・洗い場・野外炉・洗面台等は子供や車いす使用者が使いやすい高さで近づきやすい形態（調理台や洗い場の下部には、車いすでの使用に配慮し、床上 60～65cm、奥行き 45cm 程度のスペース）のものを用意する。

調理台、洗い場及び炉の間は、車いす使用者が支障なく移動できるよう 90cm 通路を確保する。また、緊急時の通報手段として、管理棟の管理室へ通じる緊急通報装置の設置を検討する。

Ⅱ－4－3 生物多様性の保全

自然公園の野営場が立地するエリアは、貴重な動植物が生息・生育し多様な生態系を形成しており、これら生物多様性が自然景観を形成し自然とのふれあいの対象となっていることから、野営場の再整備において、生物の多様性についてより一層の配慮が求められる。そのため再整備に当たっては下記の事項に配慮する。

- ① 造成においては、造成面積・造成土量を最小限に留め、出来る限り動物の生息空間や既存植生を残す方法で整備する。
- ② やむを得ず造成面が発生する場合には、植物の移植や表土の移植により地域の植生の保全を心がけ、新規に植栽する場合には、遺伝子の攪乱や既存植物が駆逐されないように、例えばハリエンジュなど侵略的外来生物が含まれないように配慮する。
- ③ 施設整備においては、カエルや昆虫等の小動物の生息・移動空間が確保されるように既存の雨水排水のU字溝に替え、緩勾配の側溝を設置するなど、施設の機能と生態系の両立が図られるように十分な配慮が必要である。
- ④ 管理においては、単調な芝生だけでなく雑草として取り扱われがちな既存の植物が成育できるような広場、落ち葉をかき集めて焼却してしまうのではなく、昆虫や微生物によって分解されるような処理方法などを検討する。

○敷地内の植物の保全

二次林の適切な管理による自生種の保全。

○地域産種による植栽

○野生動物への配慮

Ⅱ-4-4 自然エネルギーの利用

(i) 自然エネルギーを利用した施設等

野営場施設においては、これまで主に電気設備（太陽電池を利用したフットライト等照明設備）、太陽熱利用温水器、パッシブソーラー、クールチューブなどが取り入れられてきた。これらの自然エネルギーの利用については、維持管理に必要となる経費や・ランニングコストについて十分考慮のうえ導入を検討することとなっている。

- ① LED 灯具の普及やソーラー照明の蓄電池が鉛シール電池から今後リチウム系電池への移行など新しい技術の開発に伴い、ランニングコストの課題なども解決されていくことから、自然エネルギーを利用した施設整備計画・設計に取り組む。取り組みにおいてはバッテリーの交換など維持管理に配慮する。
- ② 省資源、省エネルギー等環境保全の普及啓発の観点からも、自然エネルギー活用は重要であることから、今後も積極的に取り組んでいく。

Ⅱ-4-5 管理運営

(i) 再整備による維持管理の削減

維持管理コスト削減は、リニューアルを行った野営場が安全・快適に利用されることにもつながることから、下記の事項に留意したコスト削減を検討する。

1) プランによる維持管理コスト削減

①テントサイトの種類・規模・配置等

●利用者実績より常設テントサイトの削減を検討する。

- テントの清掃・張替（設置取り外し）の人件費削減
- 固定プラットフォーム等修繕費用の削減
- テント本体の更新費用の削減

※全体的に学校キャンプ等の団体利用減少の中、固定常設テントサイトの利用は減っている。

しかし野営場によって現在でも学校による団体利用のウエイトが高く、固定常設テントのニーズがある場合はその取扱いについてよく確認のうえ検討する。

●サイト内に設備を配置せず、ゆとりあるサイトスペースを確保する。

- テント設営等の自由度の向上と共に隣接サイトとの間に生垣的な遮蔽物を設けないことにより、植栽整備や植栽管理費用を削減。

※テントサイトについては様々なニーズがあるものの、全体的には自由度のあるフリーテントサイトの人気が高く、またサイトに対し炊事棟やトイレ等の施設が適切な位置（距離）にあるサイトの人気が高い。必要な設備をサイトに対し適切な位置に集約させ、利便性ととも維持管理の効率良さにつなげる。

●テントサイト内の排水処理を確実に整備する。

既設の野営場の問題点のひとつとして、テントサイトの水はけの悪さを挙げている場合が多い。長年のサイト利用の中で地盤の締め固めによる透水不良や、排水設備の劣化・破損等によるものが考えられる。

テントサイト内の排水不良については日常の維持管理のなかで修復していくことは容易ではなく、再整備のなかで確実に整備する重要な項目のひとつである。

再整備のなかで、現況地形やサイトの勾配・サイトの土質・現況の排水系統や流末処理・全体的な日当たり等確実に現状を把握し排水に関わる整備計画を立案する。

●利用閑散期に利用範囲を制限しやすいつくりとする。

○野営場は季節や曜日により利用者数の変化が激しいため、再整備のなかで、利用実績等から閑散期の利用範囲を制限し、清掃や点検等維持管理の省力化をはかりやすいサイトや施設配置を検討する。

②管理動線・メンテナンスヤード

●各施設に対する利用者の動線だけではなく、管理者や管理車両のスムーズな動きを考慮したゾーニングや施設配置を検討する。

○各施設に対する管理車両の寄り付きや転回場所等の考慮

○メンテナンスヤードの規模や内容の検討

※立地条件等により管理通路が狭い場合は転回場所や待機場所等も検討しないとスムーズな管理が行えない。

※これまでの経験もいかした適切なメンテナンスヤードの規模や機材道具・管理車両等の整備が必要。

③その他管理施設の規模・配置

●ゴミ箱・ゴミステーションの規模・配置の検討

ゴミ片付けを含めた清掃は日常のなかで最も基本となる維持管理である。その処理方法については野営場ごとに状況は違うが、多くの野営場がゴミに関する問題点を挙げている。

根本的に利用者のマナーによる問題もあるが、こまめにゴミ箱を配置すると利用者には都合がよいが、収集等管理の手間がかかる。また距離が遠いと適正に分別されない傾向もある。再整備時に各野営場に合わせたゴミ処理を検討見直し、維持管理の効率化を進める。

野営場によっては動物に荒らされる問題を挙げたところもあり、ゴミ箱やゴミステーション等の構造にも注意する必要がある。

2) 設備の再整備による維持管理コストの削減

①電気・水道等設備の利用制限

上記の閑散期における利用制限に合わせて、電気・水道等も簡易な操作で利用制限できるよう、回路や系統を工夫して整備することを検討する。利用者数に合わせ、無駄な光熱費や管理人件費の削減につなげる。

②インターネット等の利用

インターネットシステムによる情報発信や予約業務等により、全般的な管理運営面の省力化をはかる。

3) 施設そのものによる維持管理コストの削減

①維持管理しやすい素材や構造

●耐久性の高い素材を使用する。

野営場における建物や工作物に使用する材料は、修繕や取り壊しが容易であること、廃材処理が容易であること、暖かみがあって感触がよいこと等から木材を基本としているが、状況に応じてより耐久性の高い素材の使用も維持管理コストと合せて、比較検討する。

●部材の更新や修繕が容易な構造とする。

○特別な材料・機械工具・施工能力や工法（業者等）などを必要としない構造とし、更新、修繕費用を削減

○情報の更新時に表示面の取り外し・設置が容易な構造のサインを検討し、更新、修繕費用を削減

●清掃しやすい構造とする。

○シンプルな構造で、施設の交換や補修も容易

※サイト毎ではなく、設備を炊事棟に集約した事例。シンクや調理台等の配置や造りもシンプルで清掃も行いやすい。

(ii) 安全管理・非常時管理の考えに基づく再整備

野営場は、宿泊をとめない不特定多数が幅広い利用方法で利用する施設であることから、自然現象による災害など予測し難い事象を除いて、管理者が巡視・点検を行うことにより利用上の問題点や危険を除去し、未然に事故等を防ぐことが施設設置者の責務である。

ここでは野営場の再整備における安全管理や非常時の主なポイントを以下に示す。

●現地調査及び現況把握

野営場再整備の計画を行う場合は、まず現地調査を行い周辺域を含めて現状の危険箇所や注意箇所の把握を行う。またこれまで使用していた施設自体の危険箇所や不具合があれば合わせて確認する。その場合現地の管理者にヒアリングを行い適切に内容を把握し、施設を含む再整備計画のなかに反映できるようにする。

●注意喚起表示等の工夫

整備のなかで危険箇所等については注意喚起の標識の設置等を計画する。その場合ひとめでわかるようなサイン表示の工夫を行う。

●事故・急病や災害対策マニュアル及び緊急連絡体制等の見直し

再整備にとめない、これまで整備・使用してきたマニュアル等の不具合を確認し修正をはかり関係者に周知する。

野営場では車両による事故、危険地域に立ち入ることによる事故、悪天候時の事故、火気使用による事故、キャンプ活動による事故、その他急病の発生等がある。これらの未然防止の基本は受付や巡視時の利用指導の徹底や規制内容を明示したチラシの作成や看板の設置またハザードマップの配布等であり、再整備後速やかに利用者へ情報提供できるように修正する。

●緊急避難場所の設定

これまで野営場の緊急避難場所としてビジターセンターや管理棟にそのスペース分が設定されてきたが、結果として日常あまり利用されない無駄なスペースとなってしまうことが多い。

今後の再整備時は野営場周辺の緊急避難場所として可能な施設を把握し連携した施設利用の可能性等も検討のうえ極力過剰な施設整備とならないように整備を進める。

(iii) その他、再整備における安全性や快適性等の向上に資する配慮事項（野営場における樹木管理）

①野営場における樹木

野営場の樹木整備においては、造成段階で極力自然植生を残すこと（特に巨木・高木等は緑陰をつくるだけでなく景観木としても重要）への配慮や、樹木の少ないテントサイトには夏季の直射日光を防ぎテント内の居住性を良くする目的で木陰をつくる高木植栽を行うこと、また連続する固定サイト間では独立した雰囲気確保するため境界に植栽を行う等の整備が行われてきた。そのため、現在の野営場には多様な目的をもった自然立木と植栽立木が混在している状況にある。

②野営場における樹木の現状と管理・再整備の必要性

安全で快適な野営場のためには、計画的な樹木管理が重要である。野営場の樹木において、不適切な樹木管理は次のような問題の発生につながる可能性がある。

●テントサイトや園路等に近接する樹木が傷み、落枝や倒木の危険性がある。

- 野営場利用者による樹木根系周りの踏圧により樹木が傷む。
- テントサイトや周辺の草刈りや芝刈り等で樹木の根系を傷つけ樹木が傷む。
- 造成や改修時に深植えになった樹木が傷む。

●樹木が生長により当初の目的や機能を失う。

- 遮蔽を目的とした樹木が生長し遮蔽機能を失っている。
- 当初適度な植栽密度で明るく安らぎ感のあったサイトが、暗くジメジメ感のあるサイトに变化している。

③野営場における樹木管理の留意点

- ・長期的計画により、景観の維持と樹木の更新を図る。
- ・テントサイト上部や園路上に突き出した樹木の枝は特に注意して点検し、落枝に注意する。枯木・枯枝は速やかに処理する。
- ・利用者動線の迂回や根元周りの保護を行い集中した踏圧を避ける。
- ・樹木の根元周りの草刈りや芝刈りは手刈りで行う等根系に傷をつけ腐朽することを防ぐ。
- ・造成や改修等で深植えになった樹木は、その樹勢が徐々に衰退する可能性があるため、点検のうえ必要に応じて通気処理等根腐れの防止処置を施す。
- ・遮蔽を目的とした樹木は、適切に剪定や刈り込みを行い枝や葉の密度を維持する。
- ・状況によって樹木更新や明るさのあるサイト造りを目的とした大幅な剪定や伐採等も検討する。

※巨木・高木等はその存在感だけで自然を感じることができる重要な景観構成要素である。一方安全面においては、枯れ枝の落枝や倒木時における危険度も高く、適切な点検や維持管理が必要である。状況によっては樹木医等の専門家による判断も必要とする。

特にテントサイトは生活の場として安心してすごせる環境を提供する必要があるため、隣接・近接する樹木についてはその安全性が求められる。

II-5 野営場におけるユニバーサルデザインの配慮事項

野営場は、自然の中に滞在し、自然とのふれあいや自然への関心と理解を深めることができる場として整備されるものであり、自然とのふれあいの場とともに、生活の場として適切に整備されることが必要である。

できる限りすべての人の利用に対応する野営場は、一般的なタイプのオートキャンプ場を対象とし、管理棟を中心に、テントサイト、炊事棟、便所等の生活の場となる施設の他、自然とのふれあいの場となる園路や広場などを可能な範囲で整備する。

- (1) すべての利用者がキャンプを楽しむことができる野営場
- (2) 多様な利用者に配慮したテントサイト及び付帯施設
- (3) 利用サービスの提供と緊急時の対応

(A) すべての利用者がキャンプを楽しむことができる野営場

できる限りすべての人の利用に対応する野営場は、一般的なタイプのオートキャンプ場を対象とするが、施設規模が比較的大きく、地形条件も厳しい国立公園内の野営場は、場内全域ですべての利用者の移動と利用を可能とすることは困難なケースが多い。

そこで、駐車場と管理棟、テントサイト、炊事棟、便所等、生活の場となる主要施設については、すべての利用者の円滑な移動と利用を確保し、さらに、管理棟に近い区域において、すべての利用者の自然とのふれあいの場となる園路や広場を整備することで、すべての利用者がキャンプを楽しむことができるようにする。

このような、誰もが利用できる生活の場と自然とのふれあいの場とを一体的に整備した「すべての利用者がキャンプを楽しめる区域」は、各野営場の規模、地形条件、利用状況等に応じて、自然環境を損なうおそれのない範囲で整備することを原則とする。ただし、地形条件等により大規模な造成や森林伐採を伴うなど風致景観上の支障が大きい場合には、生活の場と自然とのふれあいの場が一体とならなくてもやむを得ない。

(B) 多様な利用者に配慮したテントサイト及び付帯施設

①テントサイト及び駐車スペースの配慮事項

すべての人の利用に対応するテントサイト及び駐車スペースは、以下の点に配慮して整備する。

- ・駐車スペースは幅 350cm 以上とし、駐車スペースと場内通路の間に段を設けない。
- ・駐車スペースの舗装は、滑りにくく平坦な仕上げとする。
- ・テントサイトと駐車スペースとの間に段を設けない。
- ・サイトに野外炉、炊事場を設置する場合には、テント等の設営の自由度を阻害しないよう配慮する。
- ・テントサイトの表面仕上げは、平坦で固く締まり、車いすなどの車輪の路面抵抗が低いことが好ましいが、快適なテントサイトと相反する課題でもあるので、オフロード用車いすの貸出など、ソフト面での対応を含め検討する。

②炊事棟等付帯施設の配慮事項

炊事はキャンプにおける大きな楽しみのひとつであり、炊事棟はできる限りすべての人が利用できるように配慮した施設とするとともに、しっかりとした安全対策を行うことを基本に、以下の点に配慮して整備する。

- ・炊事棟と場内通路の間には段を設けない。また、床面は、出入口から内部まで段差のない、濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ・調理台、洗い場は、子どもや車いす使用者が使いやすい高さとし、調理台や洗い場の下部には、車いすでの使用に配慮し、床上 60～65cm、奥行き 45cm 程度のスペースを確保する。
- ・炉は、ロストルの高さを通常より高くするなどして、車いす利用者でも使いやすくなるよう工夫する。
- ・調理台や洗い場、炉の間は、車いす使用者が支障なく移動できるよう 90cm 以上の通路を確保する。
- ・緊急時の通報手段として、管理棟の管理室へ通じる緊急通報装置の設置を検討する。



車いす利用者の利用を考慮した炊事場
写真右端に非常用呼出しボタンが見える
大山隠岐国立公園 蒜山野営場

(C) 利用サービスの提供と緊急時の対応

情報やサービス提供の拠点となる管理棟は、駐車場やテントサイトからのアクセス路、建物内部を含めてすべての利用者の円滑な移動経路を確保する。また、誰もが利用可能な便所とシャワー室を設置することが望ましい。

利用サービスでは、ビジターセンターと同様に施設案内や周辺の利用案内をパンフレット等により情報提供する他、身体障害者の利用に対応するキャンプ用ベッドやオフロード用車いすの貸し出し等について検討する。

なお、緊急時の対応策として、便所や炊事棟には管理室に通じる緊急通報装置を設置する他、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した連絡体制を整備する。